

■ 関連計画等整理シート

計画等種別		名 称	ページ
上位計画等		小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	2
		第7次小樽市総合計画	3
		第2次小樽市都市計画マスタープラン	4
計画等種別		名 称	ページ
関 連 計 画 等	①人口減少対応	小樽市人口ビジョン	5
		第2期小樽市総合戦略	6
	②交通ネットワーク	小樽市地域公共交通網形成計画	8
		南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想	10
		北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画	12
		おたる新幹線まちづくりアクションプラン	14
	③公共施設	小樽市公共施設等総合管理計画	15
		小樽市公共施設再編計画	17
		小樽市公共施設長寿命化計画	18
	④医療・福祉・子育て	第1期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画	20
		第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画	22
		小樽市健康増進計画	24
		第3期小樽市障害者計画	25
	⑤学 校	小樽市立小中学校 学校規模・学校配置 適正化基本計画	27
		小樽市学校施設長寿命化計画	29
	⑥住 宅	小樽市住宅マスタープラン	30
		小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画	32
		小樽市空家等対策計画	34
	⑦地域経済	第二次小樽市観光基本計画	36
	⑧防 災	小樽市地域防災計画	38
小樽市強靱化計画		39	
⑨都市基盤等	小樽市緑の基本計画	41	
	小樽市雪対策基本計画	42	
	小樽港長期構想	43	
⑩環 境	小樽市環境基本計画	45	
	小樽市景観計画	46	
⑪広域連携	第3次北しりべし定住自立圏共生ビジョン	47	
⑫財 政	小樽市収支改善プラン	48	

計画名称	小樽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道）
計画概要	都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域ごとに都道府県（北海道）が定める都市計画の総合的な方針
策定年月	令和3年3月
目標年次	令和12年度
計画・関連施策等の概要	
<p>□都市づくりの基本理念（p1） ○本区域の都市づくりにおいては、都市の防災性の向上を図り、誰もが安心して暮らせる都市を目指すとともに、未利用地等を有効活用しながら市街地の無秩序な拡大を抑制し、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを推進する。</p>	
<p>□主要な都市計画の決定の方針（p2～）</p>	
1. 土地利用	<p>●土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>○主要用途の配置方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約されそれらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指す。 <p>○用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区は、小樽市の新たな玄関口にふさわしい土地利用に向けた規制・誘導方策を検討する。 <p>○土地の高度利用に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> JR函館本線小樽駅周辺の中心商業業務地（指定容積率400%を超える区域）では、今後、市街地再開発事業の導入や都市基盤施設の整備を図りながら、高度利用を進め、周辺地域とのバランスに配慮しつつまちなか居住を図る。 JR小樽築港駅周辺については、親水空間と調和した交流・生活サービス機能などが充実した魅力ある空間の維持・創出を図る。 <p>○居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な住環境の維持すべき地区としては、まとまりのある専用住宅地である幸、望洋台等と、オタモイ等の住居系地区計画区域を位置付け <p>○災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性がある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。 土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
2. 都市施設	<p>●都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p><交通施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期末着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。 北海道新幹線等による広域交通ネットワークの確立に努める。 都市内交通については、既存の交通施設の有効利用を図りつつ、計画的な整備、公共交通機関の利便性の向上、駅等の交通結節点の機能強化や将来にわたって持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組みを進め、都市内交通機能の充実を図る。 全ての人々が安全・安心で快適に移動できる交通環境を実現するため、バリアフリー化を促進
3. 市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> JR函館本線小樽駅周辺の中心商業業務地については、市街地再開発事業などの面的整備を促進し、土地の高度利用や都市機能の更新を図る。 おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。 (仮称) JR小樽駅前周辺地区(市街地再開発事業等)
4. 自然的環境	<p><公園等緑地></p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能で効率的なまちづくりに対応するよう緑地の整備及び保全等を行い、緑地全体の適正配置に努める。 人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期末着手である公園の見直しを含めて区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるよう配置する。

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	第7次小樽市総合計画							
計画概要	市民・議会・市がまちづくりの方向性を共有し、効果的・効率的な市政運営を行うための将来的な展望に立った総合的な指針、市政の最上位計画							
策定年月	令和元年 10 月（基本構想:平成 30 年 12 月・基本計画:令和元年 10 月）							
計画期間	令和元年度～令和 10 年度							
計画・関連施策等の概要								
<p>□今後のまちづくりの課題（p27、28）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人口減少と少子高齢化への対応 ◆安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり ◆強みを生かした産業振興によるにぎわいと雇用の創出 ◆健やかに暮らせるまちづくり ◆安全で暮らしやすい生活基盤の充実 ◆自然環境やまちなみの保全と活用 ◆生きがいづくりと歴史・文化の活用 ◆市政運営の共通の課題 <p>□将来都市像（p31）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち小樽』～あらたなる 100 年の歴史へ～</div> <p>□人口減少・少子高齢化への対応（p34）</p> <p>1 人口減少への挑戦 ～住みたい、訪れたいまちづくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援や教育の充実等、子育て世代が魅力と安心を感じられる環境づくり、住環境や生活の利便性の向上などに努め、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住促進を図る。 <p>2 将来人口への適応 ～時代に合ったまちづくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備 ・人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点と複数の地域の拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指す。 <p>□まちづくり 6つのテーマ（p35～45）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>テーマ1 安心して子どもを産み育てることのできるまち（子ども・子育て）</p> <p>子ども・子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長を支えていくことができる環境づくり ・青少年の地域活動の支援や子どもの居場所づくり <p>学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とともにある学校づくり ・小中学校の適正な配置と施設整備の充実 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）</p> <p>地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な地域福祉活動の支援を通じた豊かな地域づくり <p>高齢者福祉 ・生活支援サービスの充実</p> <p>保健衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた市民の健康づくり推進 <p>地域医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関相互や福祉施設などとの連携・ネットワーク化 ・市立病院の地域基幹病院としての役割 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち（産業振興）</p> <p>商業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代ごとの消費者ニーズをとらえた商業環境づくりに対する支援 ・商品の安定供給など、流通機能の効率化に対する支援 ・創業・起業支援や空き店舗の活用などの支援 <p>雇用・労働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した雇用の確保や若年者の地元定着等への対策 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）</p> <p>道路・河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震など災害に強い道路の整備 ・水害対策の強化 <p>住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の建替え等計画的推進 ・まちなか居住推進 ・総合的かつ計画的な空家等の対策の推進 ・住まい等の情報の積極的・効果的発信（移住促進） <p>除排雪 ・高齢者や子どもにも配慮した除排雪</p> <p>市街地整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の都市基盤の有効活用、新しい都市機能の適正配置と誘導を進め、新旧調和した活力ある市街地の再生 <p>交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な地域公共交通網形成の実現 ・誰もが安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくり ・北海道新幹線など新たなネットワークの実現 <p>防災・危機管理 ・土砂災害等防止、建築物の耐震化促進</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）</p> <p>環境保全 ・地球温暖化対策等</p> <p>公園・緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を生かした魅力ある公園等整備 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）</p> <p>社会教育 ・社会教育施設の整備や機能の充実</p> <p>スポーツ・レクリエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズに応じた体育施設の整備と適正な運営等 </td> </tr> </table>			<p>テーマ1 安心して子どもを産み育てることのできるまち（子ども・子育て）</p> <p>子ども・子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長を支えていくことができる環境づくり ・青少年の地域活動の支援や子どもの居場所づくり <p>学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とともにある学校づくり ・小中学校の適正な配置と施設整備の充実 	<p>テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）</p> <p>地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な地域福祉活動の支援を通じた豊かな地域づくり <p>高齢者福祉 ・生活支援サービスの充実</p> <p>保健衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた市民の健康づくり推進 <p>地域医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関相互や福祉施設などとの連携・ネットワーク化 ・市立病院の地域基幹病院としての役割 	<p>テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち（産業振興）</p> <p>商業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代ごとの消費者ニーズをとらえた商業環境づくりに対する支援 ・商品の安定供給など、流通機能の効率化に対する支援 ・創業・起業支援や空き店舗の活用などの支援 <p>雇用・労働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した雇用の確保や若年者の地元定着等への対策 	<p>テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）</p> <p>道路・河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震など災害に強い道路の整備 ・水害対策の強化 <p>住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の建替え等計画的推進 ・まちなか居住推進 ・総合的かつ計画的な空家等の対策の推進 ・住まい等の情報の積極的・効果的発信（移住促進） <p>除排雪 ・高齢者や子どもにも配慮した除排雪</p> <p>市街地整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の都市基盤の有効活用、新しい都市機能の適正配置と誘導を進め、新旧調和した活力ある市街地の再生 <p>交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な地域公共交通網形成の実現 ・誰もが安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくり ・北海道新幹線など新たなネットワークの実現 <p>防災・危機管理 ・土砂災害等防止、建築物の耐震化促進</p>	<p>テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）</p> <p>環境保全 ・地球温暖化対策等</p> <p>公園・緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を生かした魅力ある公園等整備 	<p>テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）</p> <p>社会教育 ・社会教育施設の整備や機能の充実</p> <p>スポーツ・レクリエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズに応じた体育施設の整備と適正な運営等
<p>テーマ1 安心して子どもを産み育てることのできるまち（子ども・子育て）</p> <p>子ども・子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長を支えていくことができる環境づくり ・青少年の地域活動の支援や子どもの居場所づくり <p>学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とともにある学校づくり ・小中学校の適正な配置と施設整備の充実 	<p>テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）</p> <p>地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な地域福祉活動の支援を通じた豊かな地域づくり <p>高齢者福祉 ・生活支援サービスの充実</p> <p>保健衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた市民の健康づくり推進 <p>地域医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関相互や福祉施設などとの連携・ネットワーク化 ・市立病院の地域基幹病院としての役割 							
<p>テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち（産業振興）</p> <p>商業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代ごとの消費者ニーズをとらえた商業環境づくりに対する支援 ・商品の安定供給など、流通機能の効率化に対する支援 ・創業・起業支援や空き店舗の活用などの支援 <p>雇用・労働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した雇用の確保や若年者の地元定着等への対策 	<p>テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）</p> <p>道路・河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震など災害に強い道路の整備 ・水害対策の強化 <p>住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の建替え等計画的推進 ・まちなか居住推進 ・総合的かつ計画的な空家等の対策の推進 ・住まい等の情報の積極的・効果的発信（移住促進） <p>除排雪 ・高齢者や子どもにも配慮した除排雪</p> <p>市街地整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の都市基盤の有効活用、新しい都市機能の適正配置と誘導を進め、新旧調和した活力ある市街地の再生 <p>交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な地域公共交通網形成の実現 ・誰もが安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくり ・北海道新幹線など新たなネットワークの実現 <p>防災・危機管理 ・土砂災害等防止、建築物の耐震化促進</p>							
<p>テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）</p> <p>環境保全 ・地球温暖化対策等</p> <p>公園・緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を生かした魅力ある公園等整備 	<p>テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）</p> <p>社会教育 ・社会教育施設の整備や機能の充実</p> <p>スポーツ・レクリエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズに応じた体育施設の整備と適正な運営等 							

計画名称	第2次小樽市都市計画マスタープラン
計画概要	都市計画法第18条の2に基づく小樽市の都市計画に関する基本的な方針
策定年月	令和2年2月
計画期間	令和2年度～令和21年度

計画・関連施策等の概要

□まちづくりの課題 (p45)

課題 都市機能の持続性確保

・公共施設等の都市機能を複数拠点へ集約 / 拠点間交通ネットワークの確立 / 高齢者など、全ての人が快適に暮らすことができるまちづくり / 公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編 / 更新等による持続可能な市民サービス

課題 まちの活力向上

・自然環境・景観保全、活用し魅力度向上 / 観光振興による交流の拡大、各産業への経済効果波及 / 広域交通ネットワークの形成 / 北海道新幹線新駅や北海道横断自動車道の整備効果を地域全体へ波及 / 中心市街地の活性化 / まちなか居住の促進 / 土地利用の高度化 / 移住定住の促進 / 拠点機能強化 / 二つの港湾のそれぞれの特性を生かしたまちづくり / 長期間未整備の都市計画道路の見直し

課題 防災性向上

・自然災害に強い生活基盤整備 / 空き地、空き家の利活用の促進

課題 利便性向上

・生活利便性の向上 / 高齢者など、誰もが円滑に移動できるまちづくり

課題 公園等の利用増・地球環境の改善

・公園利用者のニーズ把握、機能を重視した整備 / 自然環境、景観保全 / ごみの適正処理や発生抑制、再利用・再利用の取組の徹底

□将来都市像 (p48)

『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち小樽』

・将来都市像を第7次小樽市総合計画と共有し、同計画におけるまちづくりの基本的な考え方を踏まえながら、都市計画の分野からその実現を目指します。

□基本目標 (p50～51)

<p>1) 活力と魅力あふれるまちづくり</p> <p>① <u>魅力を高め交流するまちづくり</u> ・歴史的建造物や街並みなど地域の特性を活かしたまちづくり</p> <p>② <u>広域交通ネットワークの形成</u> ・札幌市や後志圏と隣接する地理的特性などの強みを生かした生産流通活動の振興・交流拡大</p> <p>③ <u>個性を生かした拠点の形成と連携</u> ・個性豊かな拠点の形成、機能強化や連携を図る拠点間ネットワークづくり</p> <p>④ <u>活力とにぎわいづくり</u> ・中心市街地の活性化のため、JR小樽駅周辺の再開発など面的整備を推進</p>	<p>2) 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり</p> <p>① <u>移住・定住の促進に向けた快適な住環境づくり</u> ・住環境や生活利便性の向上により、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住促進</p> <p>② <u>全ての人のため安全・安心で快適に暮らせるまちづくり</u> ・空き家等対策の推進や効率的な雪対策 ・災害に強い生活基盤の充実</p> <p>③ <u>人にやさしいまちづくり</u> ・安全で快適な歩行者空間の確保 ・全ての人が円滑に移動できる交通環境の形成</p>
<p>3) 自然を大切に、歴史・文化を育むまちづくり</p> <p>① <u>自然環境と調和したまちづくり</u> ・海岸、森林など豊かな自然環境の保全や自然と調和した潤いあるまちづくり</p> <p>② <u>景観資源を守り育てるまちづくり</u> ・本市特有の景観資源を守り育て、魅力ある都市景観の形成</p>	<p>4) 持続可能で効率的なまちづくり</p> <p>① <u>効率的なまちづくり</u> ・人口減少下においても安心して快適な暮らしを持続できるよう、市街地の範囲や拠点の在り方の検討を進め、中心拠点と複数の地域の拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指す。</p> <p>② <u>地域公共交通網の形成</u> ・地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指す。</p>

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市人口ビジョン（令和2年改訂版）
計画概要	本市における人口の現状を分析し、人口に関する認識を市民と共有し、今後目指すべき将来の方向と、人口の将来展望を提示
策定年月	令和2年7月
計画期間	令和2年度～令和6年度

計画・関連施策等の概要

□人口動向の分析から導出される主な課題（p31）

- ◆転出超過の約8割は生産年齢人口（15～64歳）であり、うち20～29歳の年齢層が約5割であるなど、若年層の人口流出を抑制することが課題
- ◆市外転出者の約5割が札幌市であり、隣接する手稲区や西区への転出を抑制することが課題
- ◆交通の便の良さや、単に商業施設・医療施設などの充実に頼らない、札幌市とは異なる生活環境の良さをアピールできるかが課題
- ◆本市の昼夜間人口比率は100%を超えており、平成27（2015）年には2,369人の流入超過となっている現状から、市外からの通勤・通学者をどう小樽市に住ませるかが課題
- ◆合計特殊出生率は、平成22（2010）年から平成24（2012）年まで減少したが、平成28（2016）年に一度減少したものの回復傾向となっている。しかし、全国より低い北海道の水準までにも達しておらず、合計特殊出生率の改善が課題
- ◆小樽公共職業安定所管内の有効求人倍率は、札幌圏や北海道より高い水準であるが、市外での就職が多く、市内に繋ぎ止められていないと考えられる。希望職種や労働条件などを、いかに求職者に合致させるかが課題

□施策の方向性（p32～33）

<p>方向性1 強みを活かした産業振興による安定した雇用づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致、創業者支援などにより地場産業の振興を図り、安定した雇用を確保 	<p>方向性2 若者の地元定着の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域人材等を有効に活用しつつ、キャリア教育やマッチングの機会の創出を通じて、地場企業への就職に対する興味や関心を促進するなど若年層の地元定着の仕組みづくり
<p>方向性3 美しいまちなみと自然を活かした交流の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の重要な資源となっている産業・文化遺産などの保全・活用を推進 ・豊かな自然環境を観光資源とした新たなサービスの開発やクルーズ船の誘致、体験学習の場創出 	<p>方向性4 子育て世代が安心して働くことのできる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して妊娠・出産・子育てができるような支援 ・子育て世代が多様な働き方によって仕事と家庭が両立できる環境整備
<p>方向性5 子育てしやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産・子育てに関する行政サービスについて、子育て世代の希望を叶えるよう提供 	<p>方向性6 教育環境の向上と次世代のひとづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の教育環境向上 ・地域全体で子どもの郷土愛を育むことで、将来の小樽を支える人材となるよう育成
<p>方向性7 健康で生きがいをもって暮らせる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢の違いを超えて誰もがスポーツや文化・芸術に親しみ、触れることができる機会を拡充 	<p>方向性8 安心して生活できる医療・介護のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が安心して妊娠・出産できるよう、周産期医療の維持、地域の医療・介護のネットワークづくり
<p>方向性9 交通アクセスの改善等による住みよいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学・通院などの利便性向上 ・効率的な除排雪作業などによる定時性の確保等 ・快適な歩行者動線の確保 	<p>方向性10 近隣市町村の強みを活かした元気な圏域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村の強みを活かした新たな観光圏を構築

□人口の将来展望（p34）

- ・10の施策の方向性に基づき事業を実施、6つの課題が解決し、合計特殊出生率と転出超過が改善⇒**令和47（2065）年の人口を45,182人と展望**（社人研推計人口32,698人）

■ 関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	第2期小樽市総合戦略
計画概要	まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、国及び北海道のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案するとともに、第7次小樽市総合計画を踏まえ、本市の中期的な地方創生・人口減少対策に関する目標や施策を取りまとめ
策定年月	令和2年7月
計画期間	令和2年度～令和6年度
計画人口	令和12年時点で人口91,000人を維持
計画・関連施策等の概要	
□課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・人口ビジョンから導出された課題と共有 ・小樽市人口問題研究会報告書（H30.7公表）の提言（次項参照） 政策的ターゲット ➡ 「子育て世代」
□基本目標と施策	
基本目標1：小樽市にしごとをつくり安心して働けるようにする	
主な 施策	○地場産業の発展と中小企業・小規模事業者の経営安定化（p13） ・商店街や市場におけるにぎわい・ふれあいや回遊性を高める魅力づくりへの支援 など
	○事業承継・起業支援と企業誘致による雇用の確保（p14）
	○多様な人材の就労支援と地元就職の促進（p15）
基本目標2：小樽市への新しいひとの流れをつくる	
主な 施策	○小樽の歴史・文化や地域資源を活かした観光振興（p17）
	○観光客受け入れ態勢の整備（p18） ・第3号ふ頭及び周辺地域の再開発の推進 ・総合博物館、文学館、美術館の利活用の促進、歴史文化資源の適切な保存と活用 など
	○移住に関する総合的な取組（p19） ・空き家・空き地バンク制度等による情報提供や移住希望者への体験ツアーの実施 など
基本目標3：若い世代の妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、未来の創り手を育てる	
主な 施策	○子どもを生き育てやすい環境づくり（p21） ・子育て世代包括支援センター開設、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実 ・地域子育て支援センターなど、就学前の子どもと保護者同士が気軽に交流できる場の充実 ・子育て世帯への市営住宅の供給 ・公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備 など
	○充実した教育環境の整備（p22） ・校舎の耐震化や老朽化した学校施設の計画的な整備 など
基本目標4：誰もが活躍できる地域社会をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	
主な 施策	○誰もが安心して暮らせるまちづくり（p24） ・公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進 ・住宅エコリフォーム助成制度など、住宅の居住性などを図るための各種助成による支援 ・公共賃貸住宅長寿命化計画に基づく市営住宅の供給及び維持改善 ・管理不全な空家等への対応 ・利便性の高いまちなかなどへの市営住宅の供給の検討 ・地域総合除雪による安全な交通の確保 ・鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善など、地域公共交通網における利便性の強化 ・地域拠点と地域公共交通網のあり方についての検討 ・持続可能な交通体系の構築に向けた取組 ・地域公共交通の利用促進策の展開 ・ハード・ソフト対策を組み合わせた強靱化計画の推進による、包括的な災害への備え ・公園の計画的な施設の更新と公園緑地のリニューアル整備（再掲） など
	○誰もが活躍できる地域社会づくり（p25） ・町内会や市民団体が地域コミュニティ活動を行うための人材育成や活動拠点の提供 など
	○誰もが健康的に暮らせるまちづくり（p26） ・医療機関相互や福祉施設などとのネットワーク化による地域医療の連携強化 など
	○広域連携の推進（p27） ・公共施設の相互利用の仕組みづくり等の推進 など



□重点事項 (p28~29)

- ・「若年層及び子育て世代」をメインターゲットとして取組を進め、社会減の抑制を目指す。

【しごと】 基幹産業としての観光

港を活かした観光拠点の形成／地域 DMO による施策展開

【子育て】 子育て環境の整備

子育て世代包括支援センター開設／まちなかでの居場所づくり

【移住】 負担軽減

三世帯同居・近居の支援／東京圏からの移住支援

参 考

小樽市人口減少問題研究会 報告書 (概要)

小樽市の現状

- 人口 ⇒ 小樽市の人口は昭和39年9月の207,093人をピークに、平成29年4月末では120,023人まで減少。自然動態は昭和62年から、社会動態は昭和34年から減少。平成22年以降は社会減より自然減が大きくなり、近年は年間2千人程度の減少。
- 対策 ⇒ 過去から、総合戦略を含む人口対策施策を実行するも、人口減少に歯止めがかかっていない。

さらに踏み込んだ具体的な人口減少要因の調査分析などが必要

包括連携協定を締結する小樽商科大学と、小樽市の人口減少問題について共同研究を実施

- 小樽商科大学のもつ社会科学的手法に基づいた分析
- 小樽市民・札幌近郊住民へのアンケート、小樽市関係者インタビューなどから、小樽市の満足度や定住志向などを調査

分 析

提 言

所得について

- ・小樽の所得水準は、全国平均や札幌と比べ低い
- ・札幌間の所得差は、産業構造の差による

市民意識

- ・札幌近郊住民と比べ、30代以上の小樽市民の定住志向は高い
- ・20代以下の若年層は、小樽からの転出志向、他市町からの転入志向が高い
- ・小樽市の総合満足度が高いほど、定住志向が強い
- 小樽市民の満足度が低いもの
 - 周産期・小児・重篤な病気・怪我等の医療、子どもの遊び場・公園、除排雪
- 総合満足度と相関が高いもの
 - 鉄道交通の利便性、除排雪、街の雰囲気、商店活気、生活・住居コスト、住民人柄
- 重要と考えるが満足度が低いもの
 - 生活コスト、除排雪、商店の活気
- ・札幌近郊住民は、小樽への満足度が高い人ほど小樽への移住志向が高い
- 世代と距離により異なり、他地域に比べ札幌市西区女性の小樽市への移住志向が高い
- 居住地に求めるもの
 - 街の雰囲気、買い物の利便性、生活・住居コスト、鉄道交通の利便性、除排雪
- ・関わりが深い、サービスを必要としている世代・性別ほど、より不満を示し、重要視する傾向

子育て世帯

- ・幼児、保育サービスは概ね満足
- ・教育・子育て環境の満足度が高いほど、定住志向が高い
- 小樽市民の満足度が低いもの
 - 子育てインフラの整備(遊び場、子育てしやすい住環境、保育料、子ども医療費助成)
- 教育・子育て環境の満足度と相関が高いもの
 - 子育てにかかる人的ネットワーク、子育てインフラの整備、学校教育レベル
- ・定住・移住志向との関係
 - 子育てにかかる人的ネットワークは、定住促進・転出抑制の効果
 - 学校教育レベルの向上は定住を促進し、限定的だが転出抑制の効果もある

関係者ヒアリング

- ・人口減少要因 産業の衰退により雇用を確保できなかったこと
- ・小樽市の将来の方向性 歴史的遺産の活用、若者に対する就職支援、雇用機会の確保
- ・人口減少対策のターゲット 子育て世代

まちづくりとマーケティング

- ・公共交通の充実が、人口戦略の成果につながる
- ・行政での市民ニーズの組織的理解・共有に加え、下記3項目の向上が有効
 - 知識の移転・統合能力 職位を超えた議論と分析、有益な知識の共有
 - 行政サービス開発能力 住民ニーズに適応したサービス開発
 - 政策立案・実行能力 効果的なターゲット設定、資源の効果的な配分
- ・公共交通の充実度が高いほど、地域ブランド化の取組みは住民獲得に繋がる

札幌との比較

- ・法制度による公的サービスの数的な差は、ほとんどない
- 病院 病院の数は比較的多く、一人当たりの病床数は中央区以外の区より多い
- 子ども医療費 小1までと中学生については札幌が、小2～6までは小樽が手厚い
- 保育所 小樽は定員に余裕
- 公園 一人当たりの公園面積は中央区と変わらず、小樽市を下回る区も複数ある

- ★政策的ターゲット
 - 子育て世代
 - 年齢構成バランスの回復
 - 若年層の移住志向
 - 市民の共通の課題
 - 子育て環境の整備
 - 財政的制限の中、優先すべき
- ★所得差の改善
 - 地元企業の利益率改善
 - 原価管理指導プログラム
 - 観光の富裕層向けサービスの差別化
 - 観光協会、小樽商大との共同産業構造の変革
 - 中長期的視点で対応
- ★公的サービス
 - 子育てで利用可能な公園の充実
 - 除排雪の改善
 - 市役所組織の能力向上
 - 市民ニーズ収集の継続
 - 組織的な仕組みづくり
- ★教育
 - 学校教育レベルの向上
 - 中等教育(中・高)
 - 小中高連携による教育プラン
- ★子育て環境
 - 子育て助成の充実
 - 保育料無料化の拡大
 - 子ども医療費助成の充実
 - 子育てネットワークの支援
 - 公園、遊び場の整備
 - 親が気軽に集まれる場や商店街等でのコミュニケーション機会の創出
- ★公共交通
 - 地域事業者との連携
 - 市内バス運行の確保
- ★地域ブランド
 - 関係者と連携を図りつつ、主体的な地域ブランドマネジメントの強化
 - ターゲットごとのブランド戦略
- ★土地利用
 - 空き家、空き地周辺を含めた土地利用の促進
- ★移住促進
 - 移住したい街は、既存住民の住環境充実と同義
 - 札幌市のベッドタウン化
 - 海を中心とした自然環境を生かした住環境の整備

計画名称	小樽市地域公共交通網形成計画
計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、将来にわたり持続可能な地域公共交通網の構築を目指すための計画
策定年月	令和元年5月
計画期間	令和元年度～令和7年度（新幹線開業の5年前までを目標年次とする。）
計画・関連施策等の概要	
<p>□地域公共交通に求められる役割（p15～）</p> <p>【役割1】地域住民の生活を支える 【役割2】にぎわい・交流を支える</p> <p>□地域公共交通に関する問題及び課題（p73～）</p> <p>課題1 利用者ニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの形成が必要</p> <p>課題2 各地域で安心して暮らし、<u>日常の移動手段として便利に使える公共交通の確保が必要</u></p> <p>課題3 路線バスの利用者が減少する中で、<u>効率的な地域公共交通の運行が必要</u></p> <p>課題4 観光客等の来訪者も使いやすいバス路線等の検討</p> <p>課題5 公共交通の利便性を向上させる地域公共交通間の連携策の検討が必要</p> <p>課題6 利用者促進策の検討が必要</p> <p>□地域公共交通のあるべき姿（将来像）（p81～）</p> <p>暮らしを支え、訪れる人にも利用しやすい持続可能な地域公共交通の構築</p> <p>□基本方針に基づく施策内容</p> <p>●施策の内容（p87～）</p> <p>基本方針1 市民生活を支え利便性の高い地域公共交通網の形成</p> <p>目標① 地域内外の移動の利便性の確保</p> <p>目標② 交通結節点の利便性向上</p> <p>目標③ 車両等のバリアフリー化の推進</p> <p>（施策1）地域公共交通網における利便性の強化</p> <p>・地域性や利用者ニーズに応じた地域内外への移動性の確保、主要な乗降場所における待合環境の改善等を図り、利便性・移動性の強化を推進</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p><想定事業>（p88）</p> <p>①バス路線の効率化に資する体系の検討</p> <p>②既存バス路線における課題等の情報収集</p> <p>③鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善</p> <p>④バス待ち環境の整備</p> <p>⑤高齢者等への対応</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p><令和2年度実施事業></p> <p>・小樽築港駅及び南小樽駅バリアフリー事業の実施</p> <p>・市内バス路線へのバスロケーションシステムの導入（令和3年3月運用開始）</p> </div> <p>基本方針2 持続可能で安定した運営形態の構築</p> <p>目標④ 運行効率の向上</p> <p>目標⑤ 安定した運営形態の構築</p> <p>（施策2）持続可能な交通体系の構築</p> <p>・バス路線の重複区間などの非効率区間における効率化の検討、市内の交通事業者の経営改善に資する取組として公的補助など適正な負担内容を検討し、持続可能な交通体系を構築</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p><想定事業>（p89）</p> <p>①バス路線の効率化に資する体系の検討（再掲）</p> <p>②適正な運賃の設定の検討</p> <p>③交通事業者への公的補助の検討</p> <p>④既存バス路線における課題等の情報収集（再掲）</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p><令和2年度実施事業></p> <p>・料金改定の協議・改訂</p> <p>・バス運賃日に対する国庫補助導入、市補助の協議・導入</p> <p>・小樽市公共交通事業者等支援事業の実施</p> </div>	



基本方針3 市民・各種交通事業者・行政等が連携・協力し、支え育てる地域公共交通の実現

目標⑥ 関係者の連携・協力の仕組みづくり

(施策3) 市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり

- ・市民・交通事業者・行政等の連携・協働により、市民などが積極的に地域公共交通を利用したいと思える環境づくりを推進

<想定事業> (p90)

- ①各種団体等との協働体制の構築
- ②地域公共交通を守り、育てる市民意識の啓発の実施
- ③商店街等と連携した利用促進策の検討
- ④民間企業のサポートによるバス停上屋設置の検討・実施

<令和2年度実施事業>

- ・冬期間マイカー自粛キャンペーンの実施
- ・FMおたるによる啓発等実施

基本方針4 市民・来訪者に分かりやすく利用しやすい地域公共交通の実現

目標⑦ 分かりやすい情報等の提供

(施策4) 地域公共交通の利用促進策の展開

- ・地域公共交通の利用者増加を目的に、市民における公共交通未利用者の掘り起こしや現公共交通利用者の更なる利便性向上、外国人等の観光客のバス利用を推進

<想定事業> (p91)

- ①SNS等による地域公共交通情報の発信
- ②観光利用を誘発する地域公共交通の運行内容の見直しの検討
- ③企画乗車券等による利用促進策の検討

<令和2年度実施事業>

- ・市内バス路線へのバスロケーションシステムの導入(再掲)
- ・市内バスマップの作成・配布

■ 関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想																																		
計画概要	鉄道駅を周辺に病院等が多く立地し、バリアフリー化の必要性が高い南小樽駅周辺地区について、一体的かつ重点的にバリアフリー整備をすることにより、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人にとって、移動の利便性、安全性の向上と社会参加機会の増加が図られることを目的とした「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に基づく計画																																		
策定年月	平成 29 年 3 月																																		
目標年次	令和 8 年度 (概ね 10 年以内)																																		
計画・関連施策等の概要																																			
<p>□バリアフリー基本構想の背景と目的 (p1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定の背景 高齢化率が平成 37 年には 40% を超えると予想されていることや、障がい者の割合も増加傾向にあることから、都市機能の集積した地区においてバリアフリー化に向けた取り組みが必要 <p>□バリアフリー化の基本方針 (p17)</p> <table border="0"> <tr> <td>方針 1</td> <td>すべての人にやさしい歩行者ネットワークの確保</td> <td>方針 3</td> <td>「心のバリアフリー」の推進</td> </tr> <tr> <td>方針 2</td> <td>冬期の積雪・凍結に対する配慮</td> <td>方針 4</td> <td>行政、施設管理者、市民との連携・協働</td> </tr> <tr> <td>方針 5</td> <td>継続的・段階的の整備の推進</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>□バリアフリー化推進の重点整備地区の設定 (p21)</p> <ul style="list-style-type: none"> 南小樽駅及びバス停留所を含み、それらの公共交通機関施設から徒歩圏内にある病院等の生活関連施設を含む範囲 (下段の「事業箇所図」参照) <p>□主な課題</p> <p>【生活関連施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南小樽駅 → エレベーター、多機能トイレが未設置 <p>【生活関連経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市道住吉線 → 歩道が急勾配や段差が多い、一部区間の幅員が狭い、照明が暗い 駅前広場 → 階段があり、広場が傾斜して歩きづらい <p>【交通安全施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 信号機等 → 歩行者信号機の青時間が短い、音響装置が未設置 <p>□特定事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>施設名</th> <th>事業概要</th> <th>実施予定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通特定事業 (p44)</td> <td>南小樽駅</td> <td>エレベーター、自動ドア、視覚障がい者誘導用ブロック、多機能トイレの設置</td> <td>令和 2 年度までに整備</td> </tr> <tr> <td>道路特定事業 (p45)</td> <td>市道住吉線</td> <td>歩道の有効幅員確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など</td> <td>令和 8 年度までに整備</td> </tr> <tr> <td>交通安全特定事業 (p48)</td> <td>市道住吉線 (信号機等)</td> <td>必要に応じた信号機の適切な青時間の確保</td> <td>令和 3 年度までに整備</td> </tr> <tr> <td>その他の事業 (p50)</td> <td>駅前広場</td> <td>施設間段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック設置、照明設置など</td> <td>公共交通特定事業の進捗状況に応じ検討</td> </tr> </tbody> </table>				方針 1	すべての人にやさしい歩行者ネットワークの確保	方針 3	「心のバリアフリー」の推進	方針 2	冬期の積雪・凍結に対する配慮	方針 4	行政、施設管理者、市民との連携・協働	方針 5	継続的・段階的の整備の推進			事業	施設名	事業概要	実施予定期間	公共交通特定事業 (p44)	南小樽駅	エレベーター、自動ドア、視覚障がい者誘導用ブロック、多機能トイレの設置	令和 2 年度までに整備	道路特定事業 (p45)	市道住吉線	歩道の有効幅員確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など	令和 8 年度までに整備	交通安全特定事業 (p48)	市道住吉線 (信号機等)	必要に応じた信号機の適切な青時間の確保	令和 3 年度までに整備	その他の事業 (p50)	駅前広場	施設間段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック設置、照明設置など	公共交通特定事業の進捗状況に応じ検討
方針 1	すべての人にやさしい歩行者ネットワークの確保	方針 3	「心のバリアフリー」の推進																																
方針 2	冬期の積雪・凍結に対する配慮	方針 4	行政、施設管理者、市民との連携・協働																																
方針 5	継続的・段階的の整備の推進																																		
事業	施設名	事業概要	実施予定期間																																
公共交通特定事業 (p44)	南小樽駅	エレベーター、自動ドア、視覚障がい者誘導用ブロック、多機能トイレの設置	令和 2 年度までに整備																																
道路特定事業 (p45)	市道住吉線	歩道の有効幅員確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など	令和 8 年度までに整備																																
交通安全特定事業 (p48)	市道住吉線 (信号機等)	必要に応じた信号機の適切な青時間の確保	令和 3 年度までに整備																																
その他の事業 (p50)	駅前広場	施設間段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック設置、照明設置など	公共交通特定事業の進捗状況に応じ検討																																



□事業箇所図
(p51)



■小樽市バリアフリー特定事業計画（令和30年3月策定、令和2年一部変更）

上記の事業計画であり、直近の事業概要・実施予定期間を示している。

事業	施設名	事業概要	実施予定期間
公共交通特定事業 (p3)	南小樽駅	乗換こ線橋の架け替え、エレベーター・階段・多機能トイレ新設等	H30~R4
道路特定事業 (p4)	市道住吉線	道路照明灯の整備、点字ブロック敷設替え、小樽市立病院前の交差点改修	H30~R2
交通安全特定事業 (p5)	市道住吉線 (信号機等)	信号機の改良 1ヶ所（小樽市立病院前）	H30~R3

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画
計画概要	新幹線駅の開業による地域の活性化やにぎわい効果等を最大限に活用した魅力あるまちづくりを進めていくための計画
策定年月	平成 29 年 3 月
目標年次	（令和 12 年度末 ※新函館北斗・札幌間が開業予定）

計画・関連施策等の概要

□北海道新幹線整備に伴う課題（p38）

- （1）来訪者を呼び込む魅力あるまちづくりの推進 / （2）新小樽（仮称）駅との交通ネットワークの形成
 （3）新小樽（仮称）駅周辺地域における土地利用の方向性の検討 / （4）交通結節点に求められる機能の整備

□整備コンセプト（p43）

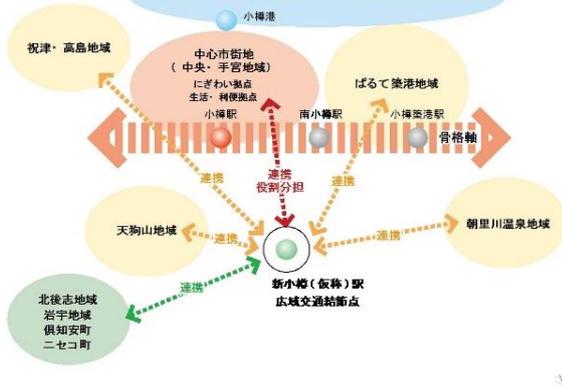
新幹線整備効果を地域全体に生かすまちづくり「小樽の新たな玄関口の形成」

□整備方針・個別方針

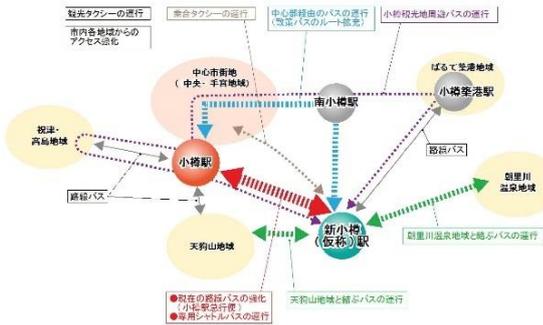
整備方針	個別方針
調和のとれた土地利用の形成・観光との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地との連携（p47） ● 駅周辺地域で大規模な商業施設の立地など、新たな核の形成を抑制 ● 市内各観光地との連携（p47） ● 広域観光連携（p47） ● 土地利用の規制・誘導（p48、p65-69） ● 新駅周辺区域は、天神十字街以南の市街地のうち、道道小樽天神南小樽停車場線の沿線及びその周辺 ● 区域内は、現状の土地利用を基本としながらも、新駅周辺地域にふさわしい土地利用の形成に向けた規制・誘導方策を検討、開業効果を見込んだ無秩序な開発を抑制、将来の地域の環境改善を推進
交通ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通結節点とのアクセス（p49-51） ● 各駅、高速道路各 IC、小樽港を結ぶ主要なアクセス道路は、現道の活用を基本とする。 ● 新駅と各交通結節点との間で円滑なアクセスを図るため、必要に応じ、道路改良など道路交通の安全性向上 ● 市内各観光地とのアクセス（p51） ● 2次交通の確保・充実（p51、p90） ● 小樽駅を起終点とした現在のバスネットワークを活用 ● 広域周遊（p52）
地域環境を生かした街並み・景観等の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 小樽らしい街並みの形成（p53） ● 駅舎の景観形成（p53、p73-74） ● 新小樽（仮称）駅周辺の自然環境の活用（p53）
交通結節点における機能・施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅前広場の整備（p54、p75-77、p82） ● 新幹線に乗降する利用者が駅へ円滑にアクセスできる駅前広場を整備 ● 駐車場の整備（p54、p78、p82） ● 市民を始め、北後志方面などからの自動車利用も想定、適正規模の中長期駐車場を整備 ● 情報発信機能・付帯機能等の整備（p54） ● 利用者のニーズを満たすため、必要な情報発信機能、付帯機能を検討



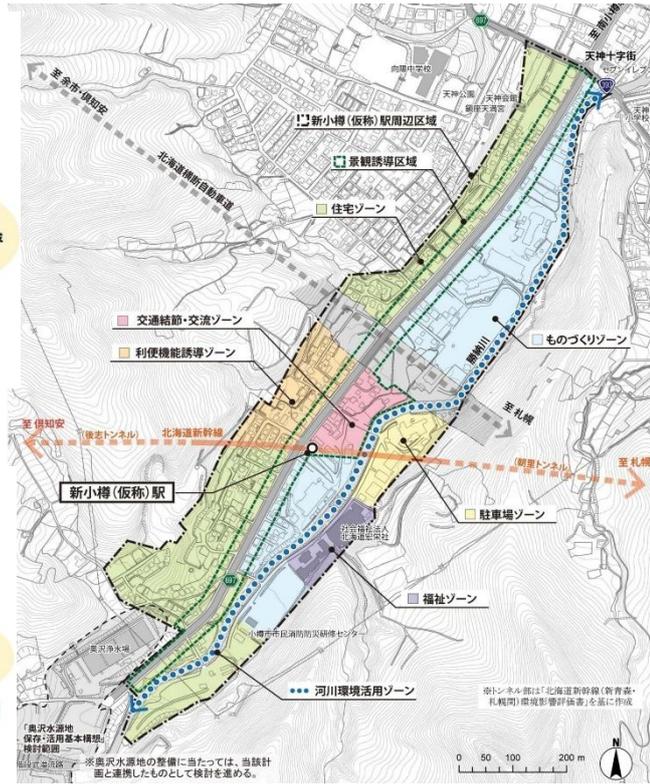
中心市街地と市内各観光地、周辺市町村との連携



市内2次交通手段の確保



土地利用計画



■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	おたる新幹線まちづくりアクションプラン
計画概要	官民一体となって新幹線の開業効果を最大限に活用した魅力あるまちづくりを行うための行動計画
策定年月	令和3年3月
目標年次	令和3年度から令和12年度
計画・関連施策等の概要	
<p>□アクションプランの二つのテーマと基本方針</p> <p>【2次交通対策】(p5～) 以下の3つの基本方針に基づき、35の取組を行う。</p> <p>基本方針1 利便性の高い2次交通網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス交通の充実 (p8) <ul style="list-style-type: none"> ・新駅と市内中心部を結ぶ専用シャトルバスの運行 ・現在のバス路線の活用 ・新駅と朝里川温泉やスキー場を結ぶバス交通の検討 ・持続可能な運行体制の構築 ○タクシーサービスの充実 (p10) <ul style="list-style-type: none"> ・IoTを活用した配車システムの導入 ・乗合タクシーの検討 <p>基本方針2 実行性を高める基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ICTを活用した新たなモビリティサービスの提供 (p14) <ul style="list-style-type: none"> ・観光型 Mass 等の新たなモビリティサービスの提供 ・交通・観光関連事業者のキャッシュレス決済の導入促進 ○新駅の交通結節点機能の向上 (p17) <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した新たなモビリティサービスの提供 ・利便性の高い駅機能の確保 ・駅前広場等の整備 ○移動円滑化の取組の推進 (p19) <ul style="list-style-type: none"> ・バスの利便性向上の環境整備 ・タクシーの利便性向上の環境整備 ・ユニバーサルデザイン等の導入の推進 <p>基本方針3 公共交通の利用促進と充実の好循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報発信の強化 (p20) <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報発信・PR ・新駅に向かう案内・サインの設置 ○新駅周辺の魅力づくり (p24) <ul style="list-style-type: none"> ・新駅の立地特性を生かした魅力づくり(勝納川の親水機能整備及び駅前広場との接続) ○移住・定住の促進 (p26) <ul style="list-style-type: none"> ・新駅周辺における住宅の整備促進 (公営住宅の整備やマンションの誘致検討、空き地・空き家の利活用作新) ・新幹線通勤・通学者の利用増加に向けた取組 ・交通事業者の人材確保を兼ねた移住・定住促進策 	

2 適正化に向けた目標（p54-55）

現有施設を40年間維持するためには、年平均で更新費用約63.3億円/年が必要

- ・直近5年間（H22～H26）の投資的経費の平均16.67億円/年 ⇒ 46.63億円/年縮減必要

○**当面の手法による縮減額 ⇒23.87億円/年平均**

【方法1】：廃止済み又は廃止予定の施設を順次除却 ※第5章の施設類型ごとの施設一覧網掛け

スポーツ施設：3、学校：10（小学校7校、中学校3校）、医療施設：1 消防施設：2、

その他行政系施設：5、公営住宅：2、供給処理施設：4、その他の施設：4、病院施設：1

【方法2】：鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造の施設の次回大規模改修時に長寿命化が図られる改修を行い、耐用年数を60年から80年に延伸

○**今後の方策による縮減 ⇒22.76億円/年平均**

- ・ 建替え時における集約化・複合化の検討、予防保全型の維持管理による更新費用の更なる縮減
- ・ 民間事業者との連携による管理運営方法の推進、PPP/PFI 活用の検討等による更なる管理費用の縮減

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市公共施設再編計画
計画の概要	公営住宅や学校などを除く公共施設（建築物）を対象として、将来に向けて整備・維持していくべき施設の方向性を定める計画
策定年月	令和2年5月
計画期間	令和3年度～令和40年度

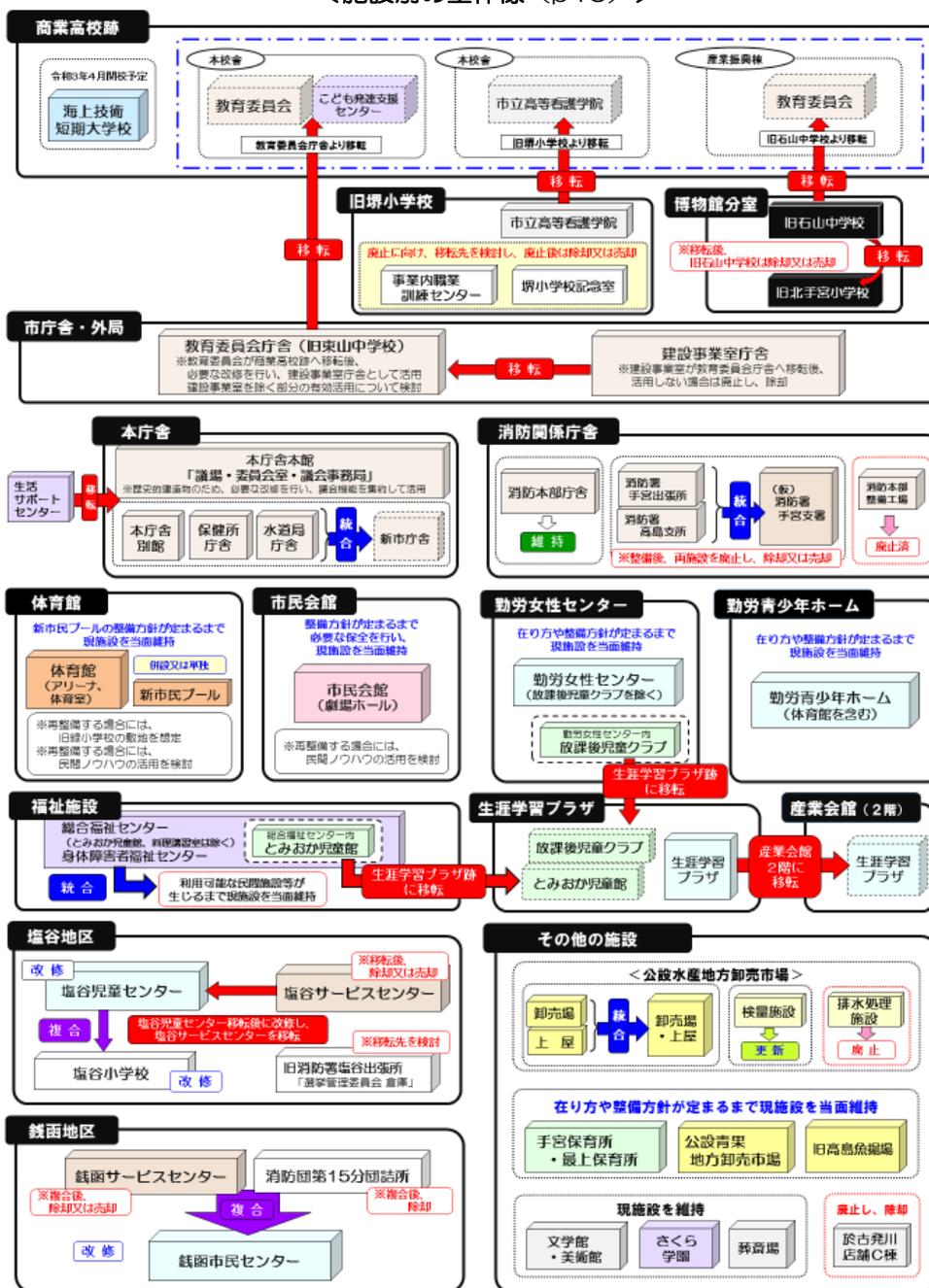
計画・関連施策等の概要

□施設再編の考え方 2-1 再編方針 (p15)

- ①施設総量（延べ床面積）の削減 ⇒公共施設の総量削減
- ②小樽市の特性や市民ニーズの変化に対応
⇒小樽市の地形や活用できる土地の制約を考慮して、効率的に再編
- ③安全性の確保 ⇒耐震基準を満たしていない施設は優先的に再編

□機能別の施設再編（優先的に再編を検討すべき再編対象施設 39 施設）

<施設別の全体像 (p46)>



■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市公共施設長寿命化計画
計画の概要	同計画とは別に個別施設計画を策定する施設を除く 95 施設を対象として、再編施設の整備時期、単独で残す施設の改修内容及び改修時期等を定めるなど、計画的な対策実施により建物の性能や安全性の維持を目的とする。
策定年月	令和3年2月
計画期間	令和3年度～令和40年度（4期・第1期 R3～R12、第2期 R13～R22）
計画・関連施策等の概要	
<p>□長寿命化計画の考え方 3-1 基本方針（p9）</p> <p>①適切な維持管理による建物品質・安全性の確保</p> <p>②効率的な公共施設再編の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の更新が効率的に進められるよう、保有する施設を積極的に活用しながら、事業順位を検討し、再編（建替えや統廃合など）を進める。 ・地域における必要性や重要度、利用実態などを勘案し、総合的に優先順位を検討し対策を進める。 <p>③公共施設の再整備における民間ノウハウの効果的活用の検討</p> <p>④公共施設に関する事業費の縮減と平準化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政状況の中、行政サービス水準を維持していくため、公共施設の再編を推進し、公共施設の総量削減を行い、更新・改修等に係る費用の縮減を図る。 <p>□長寿命化計画の実施（p39）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合体育館」、「保健所庁舎」、「本庁舎別館・自動車車庫」は、本計画とは別に令和3年度末を目途に単独で計画を策定 ・その他の施設ごとの対策の実施スケジュールは次項参照 	

■施設ごとの対策の実施スケジュール（ロードマップ）〈第1期〉

NO.	施設名 ()書きは、機能・棟	グ ラ フ ィ ク 先 順 度	第1期												第2期	第3期	第4期
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13~R22	R23~R32	R33~R40		
			2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031~2040	2041~2050	2051~2058		
1	小樽市民会館	A	改修	改修	改修	改修	改修								建替え		
2	(うち放課後児童クラブ) 勤労女性センター	B					No12 へ移転								統合化 又は複合化		
5	銭函市民センター	B						改修									
9	文学館・美術館	B	改修											改修		改修	
10	旧北手宮小学校 (校舎・体育館)	B								改修						改修	
11	旧石山中学校(石山収蔵庫)	B								No91へ 一部移転	No10 へ移転	廃止					
12	生涯学習プラザ	B				No25 へ移転											
13	総合博物館 蒸気機関車資料館	C									改修						
14	図書館	D			長寿命 化改修												
15	総合博物館 機関車車庫1号(増築部分)	D									長寿命 化改修						
16	総合博物館 イベントハウス	D									長寿命 化改修						
17	総合博物館 収蔵庫C	D									長寿命 化改修						
19	総合博物館 鉄道・科学・歴史館	D										長寿命 化改修					
22	おたる自然の村 管理棟	D					改修										
23	おたる自然の村 農林漁業体験実習館	D						長寿命 化改修									
24	事業内職業訓練センター (旧堺小学校内)	B					移転										
25	産業会館	B			改修												
26	旧堺小学校内 貸付部分	C					移転										
28	手宮保育所	B					建替え										
29	塩谷児童センター	B		塩谷小 へ移転	改修										改修		
37	生活サポートセンター(花園ビル内)	B	本庁舎 へ移転								除却						
38	こども発達支援センター(教育委員会庁舎内)	B		No91 改修													
40	さくら学園	B					長寿命 化改修										
41	花園ビル内 貸付部分	C							移転	除却							
45	教育委員会庁舎	B	改修	改修										改修			
46	銭函サービスセンター	B							No5 へ移転	廃止							
47・64 65	建設事業室庁舎 (庁舎・重機庫・土木資材倉庫)	B		No45 へ移転													
48	塩谷サービスセンター	B				No29 へ移転	廃止										
50	消防本部整備工場(花園ビル内) (平成30年度廃止済)	B									除却						
51	消防署手宮出張所 《消防署手宮支署》	B	統 合 化	廃 止													
52	消防署高島支所	B	統 合 化	廃 止													
54	消防訓練塔	D					改修										
55	消防署オタモイ支署蘭島支所	D				長寿命 化改修											
56	市民消防防災研修センター	D							長寿命 化改修								
57	消防署	D	長寿命 化改修							長寿命 化改修							
61	堺小学校記念室(旧堺小学校内)	B	No91 へ移転														
62	教育委員会庁舎付属体育館	B		改修										改修			
67	清掃事業所 第1車庫(天神)	C			移転			除却									
68	清掃事業所 第2車庫(天神)	C	廃止					除却									
69	清掃事業所 第2事務所(天神)	C	廃止 除却														
70	旧廃棄物処理場 車庫(伍助沢)	C					廃止 管理										
71	旧廃棄物処理場 破砕ごみ搬出設備施設(伍助沢)	D					廃止 管理										
72	清掃事業所(天神)	D			移転												
82	葬斎場	B	長寿命化改修														
91	旧北海道小樽商業高校	C	改修											改修	長寿命化改修		
参考	小樽市立高等看護学院(旧堺小学校内)			No91 へ移転													

■ 関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	第1期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画
計画の概要	福祉各分野の個別計画である「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として「地域福祉」という視点から各福祉分野を横断的につなぎ、地域の取組の方向性などを明らかにする計画
策定年月	令和3年3月
計画期間	令和3年度～令和5年度
計画・関連施策等の概要	
<p>□ 地域福祉の課題 (p42) つながりの希薄化、社会的孤立</p> <p>□ 基本理念 (p43) 『「お互いさま」と支え合い、誰もがしあわせを実感できるまち おたる』</p> <p>□ 基本目標 (p44) ○ 基本目標1 つながりを持てる地域づくり ・ 地域で多世代が交流できる居場所づくりなどの推進 など ○ 基本目標2 「助けて」と言える地域づくり ・ 漏れのない相談支援体制づくりなどの推進 など ○ 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり ・ 除雪や買い物など生活環境の向上を目指した取組推進 など</p> <p>□ 施策と取組 (p45～)</p> <p>■ 基本目標1 つながりを持てる地域づくり</p>	
施策1	地域住民同士がつながるための拠点づくり (p48-49)
【現状と課題】	
・ 地域の居場所づくりは着実に進んでいる反面、参加者が自ずと限定される場合も多く、多世代の交流が行われていないなどの課題がある。	
具体的な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ● 居場所づくりの推進 ● 世代間交流の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ モデル地区選定、共生型常設型の居場所の立ち上げ目指す。(行政) ▶ 地域の居場所づくりや運営に積極的に関与(事業者等)等
施策5	多様な世代のつながりづくり (p56-57)
【現状と課題】	
・ 内閣府が推進する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、誰もが活躍できる地域に向けて、「多世代交流」が注目されている。様々な場面において様々な世代の人たちがつながるための仕組みが必要である。	
具体的な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ● 世代を問わず必要な情報を入手できる環境の整備 ● 世代間交流の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災訓練などの人が集まり交流できる場を設け、参加を広く呼び掛け(地域) ▶ 多様な世代が集う地域食堂やサロン活動などにより、世代を超えたコミュニケーションが図れる環境づくりを支援(社協)等
■ 基本目標2 「助けて」と言える地域づくり	
施策7	地域で子どもを育てる環境の整備 (p60-61)
【現状と課題】	
・ 子育て中の親が孤立を感じることなく、地域全体で子育てを支援する支え合いの仕組みづくりが求められている。	
具体的な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが地域の大人と触れ合う機会の確保 ● 「孤育て」の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育て世代のワンストップ相談拠点として開設した小樽市子育て世代包括支援センター「にこにこ」の周知に努める。(行政) ▶ こどもや子育て世帯が安心して立ち寄れるサロン、子ども食堂など、地域住民主体の居場所づくりを支援(社協)等



■基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

施策 11	空き家対策及び居住支援の充実 (p70-71)
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ・町会長などを対象とした「地域福祉に関するアンケート」では、把握している地域課題として「空き家の増加」を挙げる方が多かったことから、<u>管理不全の空き家の解消を目指すとともに地域の居場所づくり等に活用できないかを検討する必要がある。</u> 	
具体的な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>空き家等の利活用</u> ● <u>居住に課題を抱える方への支援</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 空き家を地域の資源として活用し、住民同士の交流を目的とした拠点づくりに取り組む。(地域) ▶ 市内の空き家の情報を収集するとともに、「<u>空き家・空き地バンク制度</u>」や「<u>空き家利活用推進事業</u>」を活用し、<u>空き家の有効活用を図る。(行政) 等</u>

施策 14	持続可能な買い物支援の実現 (p76-77)
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域にスーパーやコンビニがないため、<u>日常の買い物に困難を感じている「買い物弱者」の存在が指摘されている。どのような買い物支援が必要かを検討し、実現させていくことが求められている。</u> 	
具体的な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>移動販売や宅配などの情報周知の強化</u> ● <u>新たな買い物支援の創出</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>移動販売や宅配を行っている事業者は、情報が行き届くよう広く周知する。また、福祉施設等の送迎車の有効活用による買い物支援等を検討(事業者等)</u> ▶ <u>新たな買い物支援を市内の各関係団体と連携して行うための協議の場を設ける。また、買い物支援ガイドブックを作成(行政) 等</u>

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画
計画の概要	子ども・子育て支援法で国が定める「基本的な指針」に基づき、計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画
策定年月	令和2年3月
計画期間	令和2年度～令和6年度

計画・関連施策等の概要

□基本理念 (p6)

『子どもを生み育てやすい環境づくりと子どもの健やかな成長を図ります。』

□基本方針 (p6)

- (1) 幼児期の教育・保育環境の充実 (2) 地域の実情に応じた子育て支援の充実
- (3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- (4) 配慮や支援を必要とする子どもや家庭への支援体制の充実
- (5) 子どもを守る仕組みの充実 (6) 職業生活と家庭生活の両立の推進

□子ども・子育ての現状と今後 (5 教育・保育資源の状況・p13)

○保育所・幼稚園等の利用状況

- ・就学前児童数は減少傾向にあるが、依然として保育所等の入所待ち児童が発生、保育所利用のニーズは減少していないものと考えられる。

○地区別の教育・保育施設

- ・本市9地区の教育・保育施設は、南小樽地区(12か所)と朝里地区(11か所)が多い状況(高島地区1か所、塩谷地区・手宮地区各2か所)

□事業計画 (p27～)

○教育・保育の需要量の見込みと確保方策(提供体制)(p27)

- ・0～5歳の就学前児童数(推計人口)は減少傾向にありますが、女性の労働力率の上昇などを背景として、保育所の利用ニーズは減少していないものと考えられ、令和2年4月時点で予定されている利用定員を基に、計画期間の各年度とも同数で据え置き
- ・現在の5か所の市立保育所のうち、手宮・最上の両保育所は、築40年以上の施設であり、老朽化が著しいため、市立保育所全体として、どのような提供体制を確保していくのかについて、それぞれの地域における今後の保育需要や各施設の利用定員の動向を注視しながら検討を進める。

○地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策(提供体制)(p29)

地域子ども・子育て支援事業【13事業】

(1) 利用者支援事業	(7) 子育て援助活動支援事業
(2) 地域子育て支援拠点事業	(8) 一時預かり事業
(3) 妊婦健康診査事業	(9) 時間外保育(延長保育)事業
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	(10) 病児保育事業
(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(11) 放課後児童健全育成事業
(6) 子育て短期支援事業	(12) 実費徴収に係る補足給付事業
	(13) 多様な事業者の参入促進事業

- ・上記の事業の中から、特に、拠点施設や関連施設の有効活用等に関するものを抽出し、その概要を以下に示す。

事業	(2) 地域子育て支援拠点事業 (p32)
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
実施内容・確保方策(提供体制)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育て支援拠点施設4か所(子育て支援センター3か所(※)、わくわく広場(民営)1か所)において、開放事業、子育て講座や育児相談等を行い、親子の交流や保護者同士の情報交換、仲間作りの場を提供 ▶ 利用者のニーズの把握に努め、地域性や利用者の年齢等を考慮しながら今後の実施内容や体制について検討

※子育て支援センターは、銭函保育所、奥沢保育所、赤岩保育所に併設



事業	(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(p38)
事業概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡及び調整等を行う事業
実施内容・確保方策(提供体制)	▶ NPO 法人との委託契約により、市内にファミリー・サポート・センターを設置しており、同センターが、保育園や幼稚園の送迎等の援助活動に関する会員間の連絡及び調整を行う。
事業	(8) 一時預かり事業 (p39、40)
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
実施内容・確保方策(提供体制)	▶ 幼稚園、認定こども園での一時預かりは、通常の教育時間以後の時間や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象として実施 ▶ 保育所での一時預かりは、通常保育の対象とならない保護者の週2、3日程度の就労や、急病や入院などに伴う緊急・一時的な保育又は保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などのため、一時的に保育を必要とする児童を対象として実施 ▶ 保護者の育児負担の軽減に資する事業でもあり、ニーズ動向に留意しながら、市全体の実施体制について検討
事業	(9) 時間外保育(延長保育)事業 (p41)
事業概要	保育認定を受けた児童について、保育所の通常の保育時間を超えて、保育所、認定こども園において保育を実施する事業
実施内容・確保方策(提供体制)	▶ 認可保育所において、保護者の就労形態の多様化、超過勤務などに伴う保育需要に応えるため、開所時間を午後7時まで延長して保育を実施 ▶ 仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえながら、市全体の実施体制について検討
事業	(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(p43)
事業概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
実施内容・確保方策(提供体制)	▶ 小学校及び勤労女性センター、塩谷児童センター(社会福祉法人との委託契約により実施)において放課後児童クラブを開設し、利用を希望する児童の受入れに努めるとともに、必要に応じて施設の整備、改修を行う。 ▶ 放課後や長期休暇中に小学校の余裕教室を活用して、学習や体育活動などの機会を提供する「放課後子供教室」の開設について、その基本となる「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブとの一体的な又は連携した展開を目指し、検討を行う。
事業	(13) 多様な事業者の参入促進事業 (p45)
事業概要	特定教育・保育施設への新規参入者に対する相談・巡回支援を行う事業
実施内容・確保方策(提供体制)	▶ 新規参入事業者があった場合には、適切な相談・巡回支援を実施

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	第3期 小樽市障害者計画
計画概要	障がいの有無にかかわらず、すべての人々が人格と個性を尊重し、住み慣れた地域でともに安心して生活することができるまちづくりを目指し、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、雇用、生活環境、交通、防災など幅広い施策を総合的、長期的な視点に立ち、新しい時代のニーズに即したものと転換していくための計画
策定年月	平成29年3月
計画期間	平成29年度～令和8年度
計画・関連施策等の概要	
<p>□計画策定の趣旨 (p2) 第3期（平成29年度～38年度） ～「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の一部改正による新たな変革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が望む地域生活を支援するための体制づくり ・障がいのある人へのサービスの質の確保・向上に向けた環境整備 ・高齢の障がい者への支援に係る介護保険との連携強化 ・権利擁護の更なる推進 ・障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 <p>□計画の基本理念 (p2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除き、障がいのあるひともない人も、ともに社会の一員として相互に人格と個性を尊重しながら生きる社会を目指す。 <p>□施策の推進 第3節バリアフリー社会の実現 7 生活環境の整備 (1) 福祉のまちづくりの推進 (p33)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの理念のもとに、全ての人が住み慣れた地域社会で安全で快適に暮らせる、人にやさしいまちづくりを目指す。 ◆施策の基本的方向 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、公共施設、道路、交通機関、公園、公営住宅などのバリアフリー化の推進に努める。 ◆具体的な施策 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者空間の確保 道路改良工事等に併せた歩道の段差解消、車いすなどに配慮した歩行空間確保に努める。 ・公共交通機関施設のバリアフリー化 南小樽駅のバリアフリー化の推進 ・誰もが利用しやすい建築物の整備 多くの市民が利用する公共施設について、官民一体となり誰もが円滑に利用できる出入口や通路、トイレなどの整備に努める。 ・公園の整備 園内通路段差解消、多目的トイレ設置、バリアフリーに配慮した駐車場整備等に努める。 ・心のバリアフリーの促進（市民への理解の促進） 視覚に障がいのある人が、盲導犬を同伴して公共施設等を円滑に利用できるよう啓発 <p>(3) 交通環境・移動支援施策の充実 (p36)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が、今後さらに社会参加していくためには、障がいの特性に応じた交通環境の整備と移動手段の確保を一層推進していく必要がある。 ◆施策の基本的方向 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人もない人も、すべての人が安全で円滑な移動のできる地域社会の実現を目指し、円滑な移動手段の確保とともに、交通機関などのバリアフリー化の推進に努める。 	



◆具体的な施策

・交通環境の整備

行政や民間事業者で「小樽市ノンステップバス導入協議会」を設置し、市内路線バス車両のノンステップバス化を図り、移動の円滑化に係る事業を促進

南小樽駅について、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定し、市民、事業者、行政が一体となりバリアフリー化の実現に向けての取組みを進める。

(4) 防災・安全対策の充実 (p37)

◆現状と課題

・障がいのある多くの人が災害発生時に支援を必要とする状況にあることから、災害発生時の支援体制の整備が求められている。

◆施策の基本的方向

・障がいのある人が地域で安心・安全に生活することができるよう、災害発生時における障がいの特性に配慮した情報の提供や支援体制の整備を推進

◆具体的な施策

・防災対策の推進

災害発生時に、障がいのある人の中には自力で避難することが難しく手助けが必要な人もいるため、その対象となる人を避難行動要支援者として把握し、障がいの特性に配慮した情報の提供や支援体制づくりに努める。

・避難所機能の強化

災害発生時は、障がいのある人が市の指定避難所で安心して生活を送ることができるよう、障がいのある人に配慮した避難所機能の強化に努める。

・福祉避難所の開設

災害発生時に、市の指定避難所での避難生活に支障がある場合等に、より専門性の高い支援を行うことができる福祉避難所を開設し、障がいのある人に対する適切な支援を実施

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画
計画概要	児童生徒数減少や学校施設の老朽化に対応するための全市的な学校再編計画 現在、将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討中
策定年月	平成21年11月策定・平成30年6月前期点検
計画期間	平成22年度～令和6年度（前期:H22～29・後期:H30～R6）

計画・関連施策等の概要

●「小樽市小中学校 学校規模・学校配置適正化基本計画」計画期間前期の点検結果（H30.6）
□前期の学校再編状況（p1～2）

○前期の学校再編状況

- ・市内6地区ブロックのうち、「塩谷・銭函地区」、「高島・手宮地区」、「中央・山手地区」、「南小樽地区」の4地区ブロックを対象地区として再編を推進
- ・計画当初（H22）と前期終了時（H30）との比較

＜小学校＞ 27校 ➡ 18校（9校減） ＜中学校＞ 14校 ➡ 12校（2校減）

表1 前期の学校再編による学校数の増減

計画期間 (全期)	平成22年度	平成36年度	計画期間 (前期分)	平成22年度～平成29年度		予定と実績の差 (前期分)
	(設置数)	(再編後)		(再編予定)	(実績)	
小学校	27校	13校	小学校	16校	18校	2校
中学校	14校	8校	中学校	9校	12校	3校
合計	41校	21校	合計	25校	30校	5校

*H30年度当初 *統合未済校数

○閉校した学校【閉校年月・学校】

- H24. 3 量徳小学校
- H25. 3 祝津小学校、若竹小学校
- H28. 3 北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校、色内小学校、塩谷中学校
- H29. 3 北山中学校、末広中学校
- H30. 3 緑小学校、最上小学校、入船小学校、天神小学校

○開校した学校【開校年月・学校】

- H28. 4 手宮中央小学校
- H29. 4 北陵中学校
- H30. 4 山の手小学校

※前期の地区ブロック別の学校再編状況については、次ページ参照

●小樽市ホームページ

（「小樽市小中学校 学校規模・学校配置 適正化基本計画」の見直しを行います。）

□基本計画の見直しについて

＜見直しの考え方＞

- ・現計画に基づき再編を進める場合、令和6年度までは大半の地区ブロックで「望ましい学校規模」となる再編が見込まれるものの、一方で児童生徒数の減少が引き続いていることから、将来的に「望ましい学校規模」を実現するためには、既に統合した学校において、再度の統合が必要となることも想定される。
- ・今後の児童生徒数の推移を踏まえるとともに、新たな時代の教育活動に向けた各種教育施策や、本市のまちづくりの施策などを総合的に考慮する必要があることから、今般、この計画を見直し、改めて将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を進めることとした。

＜見直しの進め方＞

- ・前期で未実施となった再編対象校及び後期再編対象校を含めた全市的な見直しを図る。
- ・見直しに際しては、地域の防災・交流拠点としての小中学校の役割、学校と地域の連携や相互支援など、多岐に渡り検討を進める。
- ・統合が進まなかった再編対象校などについては、児童生徒の安全・安心な環境整備を早期に図るため、学校再編とは切り離して耐震化に向けた検討を進める。

【資料】 [地区ブロック別の再編状況 (H30)]

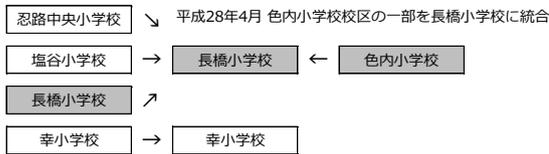
※表記例

統合未済

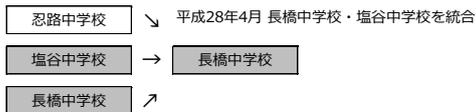
統合済

《塩谷・長橋地区》

【小学校】 4校→2校

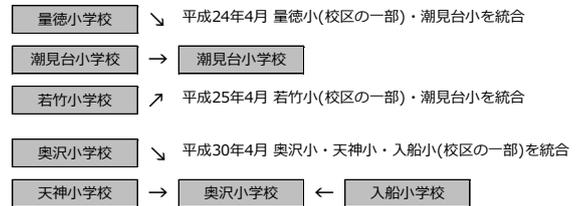


【中学校】 3校→1校

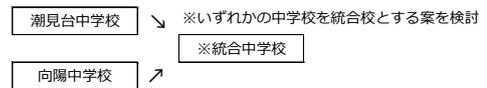


《南小樽地区》

【小学校】 5校→2校

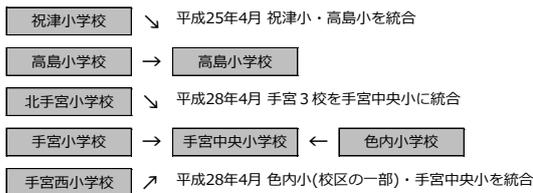


【中学校】 2校→1校

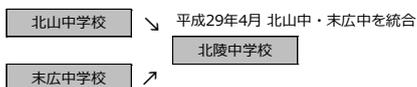


《高島・手宮地区》

【小学校】 5校→2校



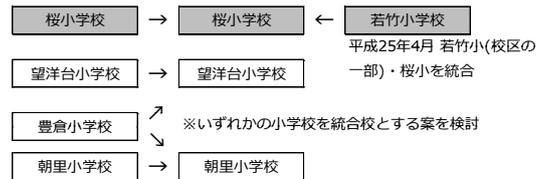
【中学校】 2校→1校



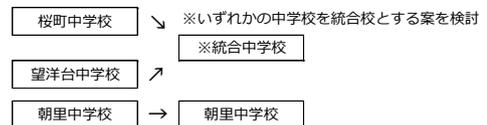
《朝里地区》

※計画期間「後期」対象地区

【小学校】 4校→3校

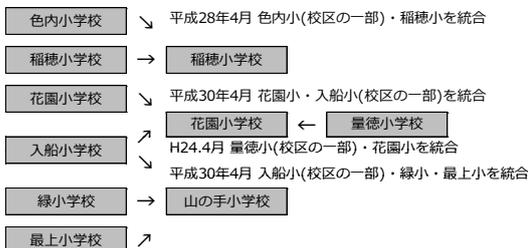


【中学校】 3校→2校

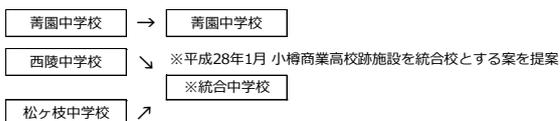


《中央・山手地区》

【小学校】 6校→3校



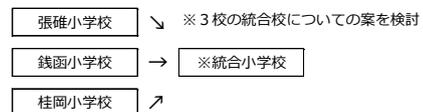
【中学校】 3校→2校



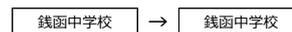
《銭函地区》

※計画期間「後期」対象地区

【小学校】 3校→1校



【中学校】 1校→1校



※《朝里地区》《銭函地区》は計画期間「後期」対象

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市学校施設長寿命化計画
計画概要	今後の施設整備方針や水準等を決定し、学校施設の中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図るための計画
策定年月	令和3年2月策定
計画期間	令和3年度～令和12年度

計画・関連施策等の概要

□対象施設 (p3)

- ・小学校 17校、中学校 12校の29校

□学校施設の目指すべき姿 (p7)

- 1 安全・安心な学校施設
- 2 社会の変化に適應した教育活動が展開できる学校施設
- 3 快適に学び、生活できる学校施設
- 4 地域の拠点としての学校施設

□学校施設における課題 (p22)

- (1) 学校施設の状況に応じた計画的な維持管理の実施
- (2) 新たな学習指導要領など、教育ニーズの変化に対応できる学習環境の整備
- (3) 将来的な人口減少や少子化を考慮した学校施設の整備

□長寿命化の方針 (p32～33)

- ①長寿命化改修の実施
- ②部位ごとの周期に基づく計画的な修繕の実施
- ③時代の要請に応じた学校施設としての必要な機能の確保

□今後10年間の実施計画 (p41)

(単位：百万円)

学校名	整備項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
忍路中央小学校校舎	耐震改修		127									127
忍路中央小学校体育館	耐震改修		69									69
塩谷小学校校舎	耐震改修	95										95
高島小学校校舎	長寿命化改修						517	517				1,034
高島小学校体育館	長寿命化改修					100	100					200
桜小学校校舎・体育館	長寿命化改修							488	488			976
望洋台小学校校舎	長寿命化改修									517	517	1,034
望洋台小学校体育館	長寿命化改修										107	107
桂岡小学校校舎	耐震改修			223								223
桂岡小学校体育館	耐震改修			111								111
朝里小学校校舎	長寿命化改修				699	650						1,349
朝里小学校体育館	長寿命化改修					123	123					246
忍路中学校校舎(W)	耐震改修				140							140
忍路中学校校舎(RC)	耐震改修				72							72
忍路中学校体育館	耐震改修				71							71
西陵中学校校舎	長寿命化改修							424	424			848
西陵中学校体育館	長寿命化改修								102	102		204
望洋台中学校校舎	長寿命化改修									349	349	698
望洋台中学校体育館	長寿命化改修										146	146
朝里中学校校舎	長寿命化改修			456	431							887
朝里中学校体育館	長寿命化改修				102	102						204
合計		95	196	790	1,515	975	740	1,429	1,014	968	1,119	8,841

※整備項目は、耐震改修、長寿命化改修、大規模改造を抜粋し記載

□重点施策（p91～）

人口や住宅状況の推移や策定委員会での意見などを踏まえ、「まちなか居住」「子育て」「空き家」に関する施策は、特に重点的に展開する必要があると判断

展開方向・施策	事業の内容
まちなか居住の推進（p91）	事業者との連携及び支援／既存借上公営住宅制度の検討／まちなか居住誘導施策の検討／助成制度等のまちなか優遇策の検討
安心して子育てできる住まいづくり（p93）	子育て世帯の公営住宅への入居促進の検討／子育て支援住宅の整備検討
空き家等の対策（p93）	空き家・空き地バンク制度の活用／空き家活用支援策の検討／空き家の適正管理に向けた方策等の検討

■ 関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画
計画概要	上位計画である「小樽市住宅マスタープラン」に基づく各種居住施策と連携を図り、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、ストックの長寿命化による市営住宅の計画的な建替え、改善、用途廃止などを進め、更新に掛かる事業費及び事業量の平準化を図ることを目的とする計画
策定年月	令和2年3月
計画期間	令和2年度～令和11年度 ※長期見通し含む（令和40年度まで）

計画・関連施策等の概要

□小樽市の現状から見た課題（P66）

- ・将来動向に対応した市営住宅管理戸数の設定
- ・空家対策の必要性

□公営住宅等の特性から見た課題（P66）

- ・少子高齢化・世帯の小規模化への対応
- ・長期的な見通しに基づく効果的・効率的な事業計画

□関連既定計画の取組方針から見た課題（P67）

- ・まちづくり方針や地区ニーズと連携した市営住宅の供給
- ・民間事業者の活用

□入居者意向の特性から見た課題

- （1）居住性能の向上
- （2）地域コミュニティによる住環境の維持

□市営住宅の整備目標（p70-71）

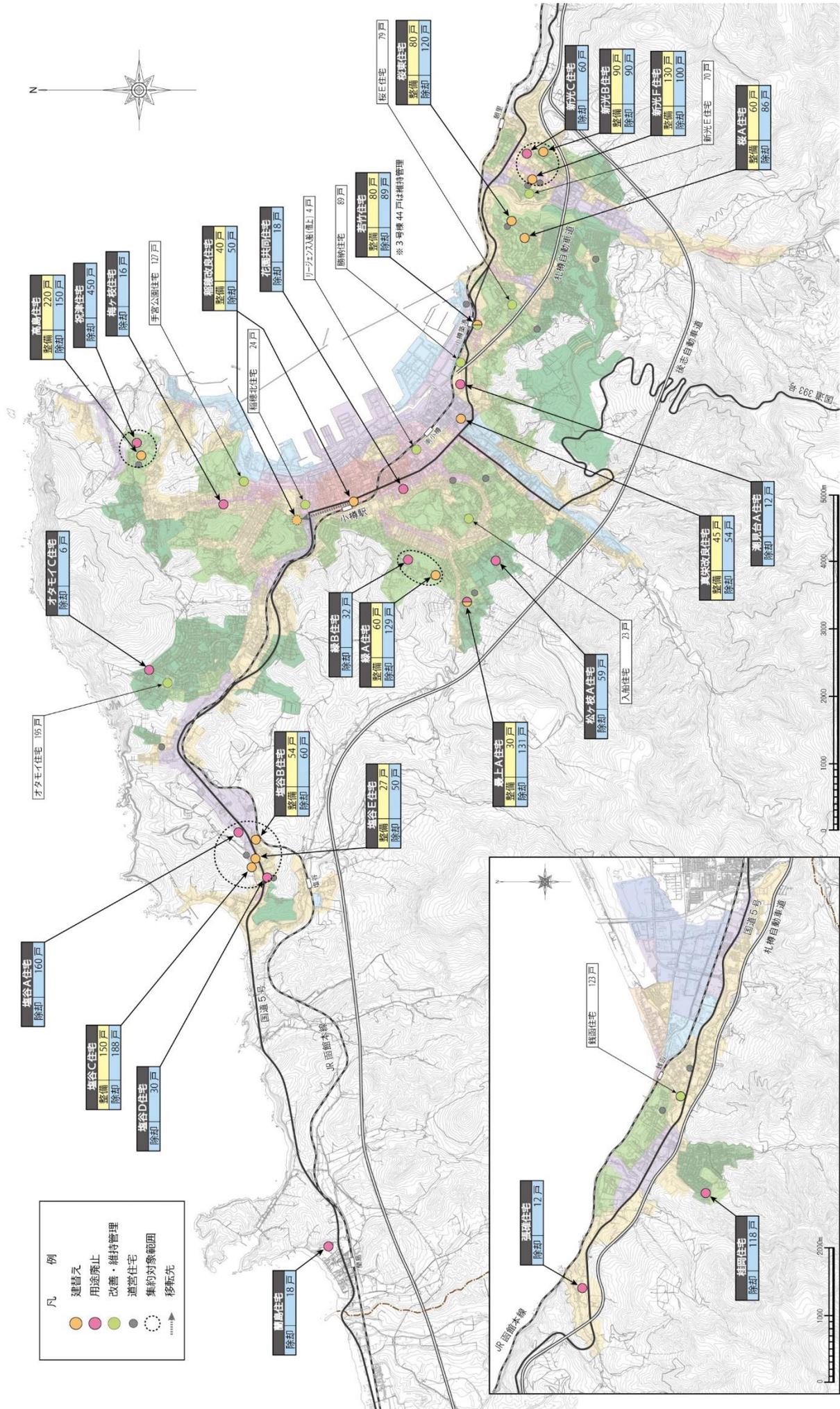
- | | |
|------------------------|---------------------|
| （1）耐用年数を超過した住戸の解消 | （6）環境共生に配慮した住宅整備の推進 |
| （2）ユニバーサルデザイン・高齢化対応の推進 | （7）多様な供給手法の検討 |
| （3）狭小住戸の解消 | （8）子育て世帯の市営住宅入居促進 |
| （4）長寿命化型改善の推進 | （9）コミュニティ形成の促進 |
| （5）居住環境改善の推進 | |

□長期的な管理の見通し（令和2～40年度までの長期的な管理の見通し）（p98）

住宅名	構造	建設年度	R1 末		供用期間	3次判定結果※	事業実施時期			将来管理戸数		
			棟数	戸数			計画期間 (R2-11)	構想前期 (R12-21)	構想後期 (R22-40)	R11 末	R21 末	
銭函	高耐	H4,6	4	123	70	維持管理		改善			123	123
桂岡	簡二	S44~46	23	118	45	用途廃止	用途廃止					
張碓	中耐	S59	1	12	50~70	用途廃止	改善			用途廃止	12	12
新光B	中耐	S54~56	3	90	50~70	建替え		建替え	建替え		90	90
新光C	中耐	S57	2	60	50~70	用途廃止				用途廃止	60	60
新光E	中耐	H7,8	2	70	70	維持管理	改善	改善			70	70
新光F	中耐	S53	3	100	50~70	建替え	建替え	建替え			95	130
桜東	中耐	S54	3	120	50~70	建替え	改善	建替え	建替え		120	70
桜A	中耐	S61,62	5	86	50~70	建替え	改善		建替え		86	86
桜E	中耐	H9,10	2	79	70	当面維持管理		改善			79	79
若竹	高耐	S45,47	2	89	70	維持管理				建替え	133	133
		H29	1	44	70					改善		
勝納	中耐	H13,15	2	89	70	維持管理		改善			89	89
潮見台A	中耐	S58	1	12	50~70	用途廃止	改善			用途廃止	12	12
真栄改良	中耐	S44	1	54	50~70	優先的な建替え	建替え	建替え			99	45
入船	中耐	H11	1	23	70	維持管理	改善	改善			23	23
松ヶ枝A	中耐	S62,63	4	59	50~70	用途廃止	改善			用途廃止	59	59
最上A	中耐	S48~51	3	78	50~70	建替え		建替え			131	83
		S59,60	2	53	50~70	用途廃止				用途廃止		
緑A	中耐	S63,H1	4	129	50~70	建替え	改善			建替え	129	129
緑B	中耐	S58	2	32	50~70	用途廃止	改善			用途廃止	32	32
花園共同	中耐	S36	1	18	50~70	優先的な用途廃止	用途廃止					
稲穂改良	高耐	S48	1	50	50~70	優先的な建替え	建替え				40	40
稲穂北	高耐	H11	1	24	70	維持管理		改善			24	24
手宮公園	高耐	H3,5	2	127	70	維持管理	改善				127	127
梅ヶ枝	中耐	S38	1	16	50~70	用途廃止	用途廃止					
高島	中耐	S52,53	4	150	50~70	建替え		建替え	建替え		150	100
祝津	中耐	S55~61	13	450	50~70	用途廃止	改善	用途廃止	用途廃止		450	240
オタモイC	簡平	S44	1	6	30	用途廃止	用途廃止					
オタモイ	中耐	H16~23	4	195	70	維持管理				改善	195	195
塩谷A	中耐	S50,51	4	160	50~70	用途廃止		用途廃止			160	
塩谷B	簡二	S46,47,49	12	60	45	建替え	建替え				54	54
塩谷C	簡二	S47	10	54	45	建替え	建替え				90	150
	中耐	S48~50	5	134	50~70		建替え	建替え				
塩谷D	中耐	S49	1	30	50~70	用途廃止		用途廃止			30	
塩谷E	中耐	S49	1	50	50~70	建替え	建替え	建替え				27
蘭島	中耐	S60	1	18	50~70	用途廃止	改善			用途廃止	18	18
			134	3,066							2,780	2,300



■長期的な市営住宅の活用イメージ図 (p104)



■ 関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市空家等対策計画
計画概要	今後の本市における空家等対策の基本的な指針を明確に示し、総合的かつ計画的な空家等対策を推進するための計画
策定年月	平成 29 年 2 月
計画期間	平成 29 年度～令和 3 年度

計画・関連施策等の概要

□基本目標及び基本方針（P16）

- 基本目標 『誰もが安心・安全に暮らせる良好な生活環境の実現』
- 基本方針 ①所有者等による管理の原則 ②多様な主体との連携による空家等対策の推進

□空家等の課題（P15）

- ①所有者等の意識啓発 ②相談窓口情報の提供
- ③管理不全な空家等の解消（適正な管理手法の周知・啓発、除却・解体の促進対策）

□取組

（1）空家等の発生予防対策について（p17）

取組	概要
①市民意識の醸成と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 空家等に関する問題意識を高めていくことが空き家等の発生予防につながることから、広報おたるなどを活用し、空家等の予防や将来に向けての利活用などに関する市民意識の醸成と啓発を図る取組を進める。 ◆ 地域や関係団体と連携して空家等の管理方法や売買・賃貸などの活用、相続などに関する情報の提供や相談窓口の周知に取り組む
②住宅ストックの良質化と長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅ストックの良質化・長寿命化は、将来に空家等の発生を抑制することにつながることから、住宅エコリフォーム助成事業やバリアフリー等住宅改造資金融資制度、詳細耐震診断助成制度などの周知に努めるとともに、市民の利用を促進し、住宅ストックの良質化・長寿命化を図る。

（2）空家等の実態把握、調査について（p17）

取組	概要
空家等の実態把握、調査について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不動産登記情報や住民票・戸籍情報、固定資産課税情報などを活用し、所有者の特定を進めるとともに、現地確認調査や近隣への聞き取り調査などにより、空家等の管理状態や周辺環境への悪影響などの把握に努める。 ◆ 町内会や近隣の市民から寄せられる空家等の情報、相談については、適切で迅速な対応に努める。調査データベースの充実に努める。

（3）空家等の適正管理対策について（p18）

取組	概要
①所有者等の管理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日常的に使用していないことや、単に相続により取得したことなどにより所有者等の管理意識が失われてしまうケースもあることから、広報おたる等を活用し、所有者等自らが空家等に対する責任と自覚を持つよう管理意識の向上を図る。 ◆ 地域や関係団体等と連携し、様々な機会を通じて、空家等の維持管理の重要性やその責務について周知を図る。
②適正管理に向けた情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ シルバー人材センターや不動産会社、警備会社など空家等の管理に取り組んでいる事業者、団体と連携し、所有者等に対して適正管理に関する様々な情報の提供に努める。

(4) 空家等の利活用対策について (p18、19)

取組	概要
① 空き家・空き地バンク制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報おたるや市ホームページなどを活用し、バンクの周知、PRに努めるとともに、登録事務の簡素化や登録要件の緩和などについて不動産関連団体等と協議し、所有者等が登録しやすくなるよう、バンクの見直しを行い、その充実を図る。 ◆ 市外からの移住を推進するため、国や北海道の空き家情報バンクとの連携を図り、バンクの有効活用を進める。
② 流通による活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係団体等と連携し、北海道R住宅制度の普及・啓発に努めるなど、流通市場が機能しやすい環境整備を促進 ◆ 金融機関等と連携し、「一般社団法人 移住・住みかえ支援機構」が実施する「マイホーム借上げ制度」の周知に努め、新たな需要の掘り起こしを図る。
③ 公営住宅としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まちなかにある民間共同住宅の空き室の有効活用と市営住宅への入居需要に対応するため、民間共同住宅を住戸単位で一定期間借り上げ、公営住宅としての供給に努める。 ◆ 空き家の有効活用と戸建の賃貸住宅需要に対応するため、市独自の空き家借上げ制度についての調査・研究を進める。
④ 地域による活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の住民が主体となって、空家等やその跡地の利活用を進める場合の空家等の除却や跡地整備への支援について検討を進める。 <p>例1) 地域の交流やコミュニティなどの場として活用 例2) 除却された空家等の跡地を子供たちの遊び場や冬の雪置き場などとして利活用</p>

(5) 管理不全な空家等への対応について (p20)

取組	概要
① 所有者等への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民や地域からの情報提供などにより、管理不全な空家等を把握したときには、現地を確認した後、調査により把握した所有者等に対して、文書の送付などにより、適正な管理に向けた注意喚起とともに、売却や賃貸、除却、相続などに関する相談窓口などの情報提供を行う。
② 特定空家等認定基準の策定	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国の特定空家等に関する基本方針や山坂が多く積雪寒冷地という本市の特性を踏まえた「小樽市特定空家等認定基準」策定する。
③ 特定空家等への措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定空家等の措置の実施にあたっては、必要に応じて小樽市空家等対策会議の意見を伺い、緊急性や公益性などについて十分検討したうえで慎重に判断
④ 除却・解体の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民の安全で安心な生活環境を確保するため、特定空家等の除去費用の一部助成を含めた除却を促進する制度を検討 ◆ 金融機関と連携し、除却費用の融資が受けられる制度の周知に努め、所有者等による除却を促進

(6) 相談・実施体制の整備について (p21)

取組	概要
① 相談窓口の周知と関係部署との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談窓口を建設部空き家対策担当に一元化し、広報おたる等の掲載のほか、あらゆる機会を活用し、相談窓口の周知に努める。 ◆ 庁内関係部署で構成される「空き家対策庁内検討会議」を定期的開催し、情報の共有化を図り、連携して取組を進める。
② 地域や関係団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町内会等の地域団体など、地域との連携を図り、情報収集の強化に努める。 ◆ 小樽市空家等対策会議から専門的かつ客観的な意見を聴取しながら各種取組を進める。

■ 関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	第二次小樽市観光基本計画								
計画概要	総合計画における観光分野の基本計画として、本市の観光振興の理念や将来的な方向性を示すとともに、市民、観光事業者、観光関連団体、経済界、行政の協働のもと、魅力的な観光都市づくりを推進するための指針								
策定年月	平成 29 年 4 月								
計画期間	平成 29 年度～令和 8 年度								
計画・関連施策等の概要									
<p>□小樽観光の目指すべき姿（p2） 『ホンモノの小樽とふれあう—観光客と市民がふれあい、新しい発見があり、また来たいと思える街—』</p> <p>□小樽観光の課題（p4～5）</p> <p>（1）観光資源</p> <ul style="list-style-type: none"> 小樽運河周辺等の一部の観光スポットに観光客が集中、市内各所の観光資源の整備や PR 不足 年々歴史的建造物などが取り壊され、経営者の高齢化等で市場や地元名物店が閉店、職人や伝統芸能の継承者の減少 店舗の閉店時間が早く、宿泊客が夕食後遊ぶところが少ないなど、夜の魅力が少ないなど滞在型観光の推進に結びつけるコンテンツが不足 <p>（2）受入態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設など観光客を受け入れるハード面の整備の不足への対応、冬期間に観光客が安全・快適に散策が楽しめるような環境整備などが必要 <p>（3）滞在時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間消費型観光の推進に寄与するホンモノの小樽を実感できるような魅力ある体験プログラムや宿泊につながる夜の小樽を満喫できる街歩きプログラムの構築と提供も必要 <p>（4）情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 数多くの魅力的な観光資源とコンパクトな街のサイズを利用した周遊ゾーンなどが幾つもあることや、多彩なイベントの開催や、札幌圏へのアクセスや市内交通システムが充実していることなどについての強みを、観光客に向け情報提供を十分にできていない <p>□小樽観光の方向性（p6～7）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（1）小樽の魅力を深める：独自性を生かした魅力発掘で、多様化するニーズに対応する取組</p> <p>（2）小樽の魅力を広げる：点在する資源を“面”として活用する、広域連携による取組</p> <p>（3）小樽の魅力を共有する：市民の意識改革を図り、市民が積極的に参加する取組</p> </div> <p>□主要施策（p8～）</p> <p>（1）小樽の魅力を深める</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要施策</th> <th>主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 小樽に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘（p9）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運河や堺町通り、朝里川温泉など既存の資源のほか、海や港、旧国鉄手宮線などの観光資源としての磨き上げ 潜在する新たな観光資源の調査発掘 小樽の観光資源に対するニーズ調査、マーケティング分析 歴史的建造物等を活用する新たな取組への支援 魅力ある街並み景観の構成要素となっている歴史的建造物の保全 </td> </tr> <tr> <td>⑤ 観光客が快適に過ごせる環境整備（p9）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 交通アクセスや駐車場の充実と関連情報の提供 観光客が自由に使えるトイレの充実と情報提供 客引きや看板広告への対応など質の高い観光地の維持 災害時における観光客の安全・安心のための情報提供 外国人対応を意識した観光案内所の機能や観光案内板・Wi-Fi 環境などの拡充 ユニバーサルツーリズムへの対応の検討 ●民泊利用の可能性の検討 </td> </tr> <tr> <td>⑦ 滞在型観光に向けたプランの拡充（p10）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夜の回遊・散策ルートの企画と提供 携帯端末等を利用した案内システムの導入 </td> </tr> </tbody> </table>		主要施策	主な取組	④ 小樽に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘（p9）	<ul style="list-style-type: none"> 運河や堺町通り、朝里川温泉など既存の資源のほか、海や港、旧国鉄手宮線などの観光資源としての磨き上げ 潜在する新たな観光資源の調査発掘 小樽の観光資源に対するニーズ調査、マーケティング分析 歴史的建造物等を活用する新たな取組への支援 魅力ある街並み景観の構成要素となっている歴史的建造物の保全 	⑤ 観光客が快適に過ごせる環境整備（p9）	<ul style="list-style-type: none"> 交通アクセスや駐車場の充実と関連情報の提供 観光客が自由に使えるトイレの充実と情報提供 客引きや看板広告への対応など質の高い観光地の維持 災害時における観光客の安全・安心のための情報提供 外国人対応を意識した観光案内所の機能や観光案内板・Wi-Fi 環境などの拡充 ユニバーサルツーリズムへの対応の検討 ●民泊利用の可能性の検討 	⑦ 滞在型観光に向けたプランの拡充（p10）	<ul style="list-style-type: none"> 夜の回遊・散策ルートの企画と提供 携帯端末等を利用した案内システムの導入
主要施策	主な取組								
④ 小樽に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘（p9）	<ul style="list-style-type: none"> 運河や堺町通り、朝里川温泉など既存の資源のほか、海や港、旧国鉄手宮線などの観光資源としての磨き上げ 潜在する新たな観光資源の調査発掘 小樽の観光資源に対するニーズ調査、マーケティング分析 歴史的建造物等を活用する新たな取組への支援 魅力ある街並み景観の構成要素となっている歴史的建造物の保全 								
⑤ 観光客が快適に過ごせる環境整備（p9）	<ul style="list-style-type: none"> 交通アクセスや駐車場の充実と関連情報の提供 観光客が自由に使えるトイレの充実と情報提供 客引きや看板広告への対応など質の高い観光地の維持 災害時における観光客の安全・安心のための情報提供 外国人対応を意識した観光案内所の機能や観光案内板・Wi-Fi 環境などの拡充 ユニバーサルツーリズムへの対応の検討 ●民泊利用の可能性の検討 								
⑦ 滞在型観光に向けたプランの拡充（p10）	<ul style="list-style-type: none"> 夜の回遊・散策ルートの企画と提供 携帯端末等を利用した案内システムの導入 								



⑩ 水辺を生かした誘客活動の推進 (p10)	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史や文化、水辺を生かした魅力ある交流の場としての活用促進と、まちづくりと連携した港湾空間の形成 ● 国内外のクルーズ客船の寄港促進
(2) 小樽の魅力を広げる	
主要施策	主な取組
② 広域的な観光圏の形成 (p11)	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史や文化、伝統、食などを活用したテーマやストーリー性のある回遊・散策ルートの企画と提供 ● 日本遺産認定のストーリーと連携した観光ルートの創出 等
(3) 小樽の魅力を共有する	
主要施策	主な取組
④ 市民が観光客とふれあう機会の創出 (p13)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場や商店街など市民生活エリアの情報提供や生活体験型観光の検討などによる市民と観光客の交流機会の創出 ● 市民が創出し自主的に実施するイベント等への支援 等

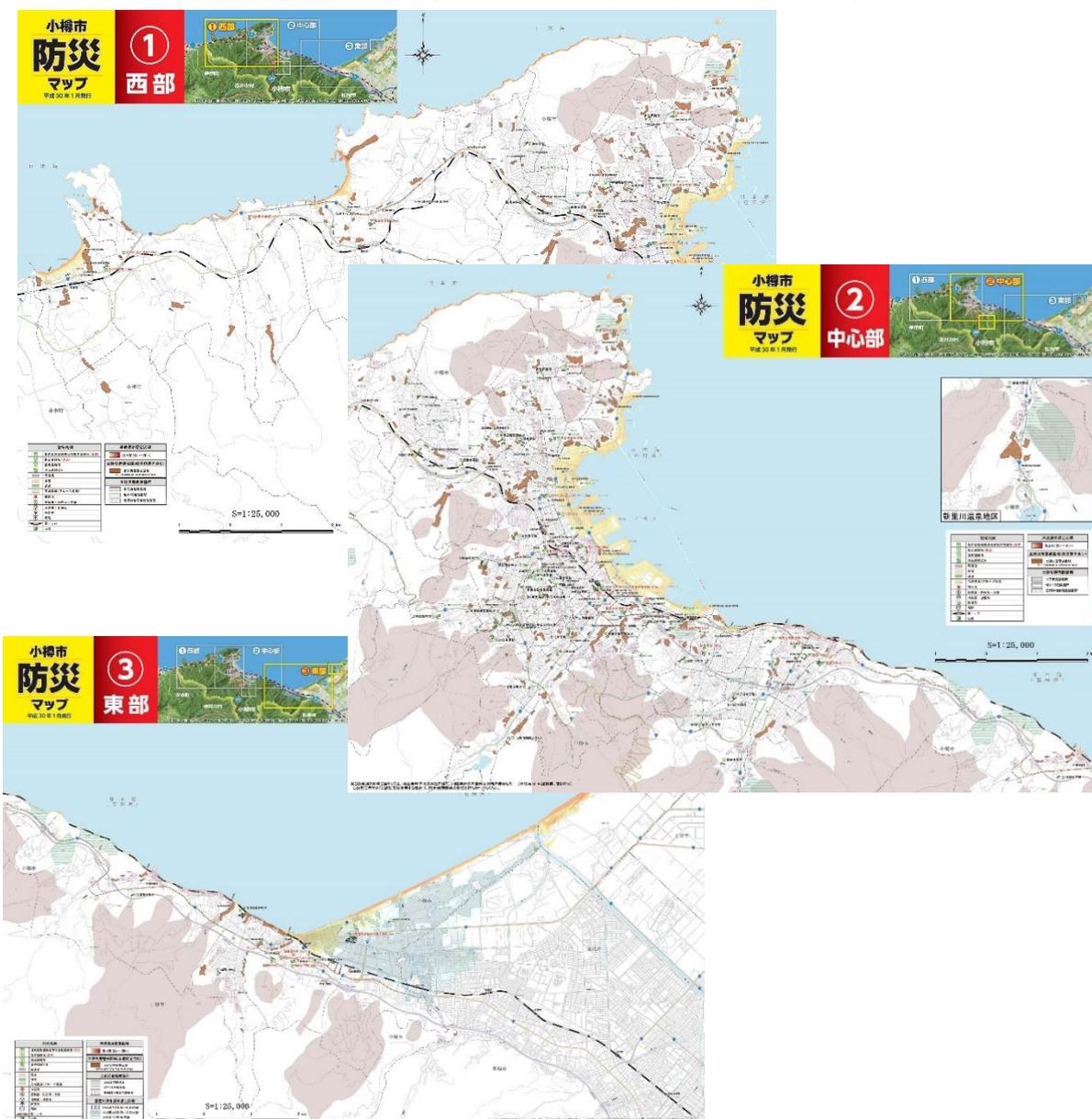
■ 関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市地域防災計画
計画概要	災害対策基本法に基づき、小樽市防災会議が作成する計画であり、本市の地域における災害に関し、防災関係各機関が相互に協力して予防、応急及び復旧の災害対策を迅速かつ的確に実施し、もって市民等の生命、身体及び財産を守ることを目的とする計画
策定年月	令和3年2月（改訂）
計画期間	—

計画・関連施策等の概要

□ 災害予防計画等

- ・第4章災害予防計画（p45～84）では、「重要警戒区域及び整備計画（p45）」、「消防計画（p73）」、「防災訓練等計画（p79）」、「避難行動要支援者支援計画（p80）」、「防災知識の普及および自主防災組織等の育成推進計画（p82）」が示されている。
- ・第5章災害応急対策計画（p85～150）及び資料編（p199～280）では、「地震・津波災害対策計画（p129）」、「急傾斜地災害対策計画（p135）」、「土砂災害対策計画（p138）」、「波避難計画（p209）」、「避難所（p268）」等が示されている。
- ・ここでは、今後の居住誘導区域等の設定に大きく関連する土砂災害警戒区域等や津波浸水想定区域等、市内の指定避難所などを示した「小樽市防災マップ」を以下に示す。



※防災マップの他、災害種別（津波、土砂災害、洪水）ごとのハザードマップを作成している。

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市強靱化計画
計画概要	事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくりや産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、本市の強靱化を推進する計画 本市の最上位計画である「第7次小樽市総合計画」に基づく、本市強靱化に係る総合的な計画であるとともに、強靱化に関する分野別計画の指針
策定年月	令和2年11月
計画期間	令和2年度～令和6年度
計画・関連施策等の概要	
<p>□地域防災計画との関係 (p2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「強靱化計画」・・・<u>平時の備えを中心</u>にまちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画 ・「地域防災計画」・・・災害対策を実施する上での<u>予防や発災後の応急対策等に視点を置いた計画</u> <p>□基本目標 (p4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害から市民等の生命・財産と社会経済システムを守る。 ・小樽市の強みを活かし、国・北海道の強靱化に貢献する。 ・小樽市の持続可能的成長を促進する。 <p>□本計画で想定するリスク (p6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害全般をリスクの対象とし、過去に発生した災害及び公表されている災害想定を踏まえて、以下の具体的なリスクを想定 <p>地震・津波 風水害 雪害 土砂災害</p> <p>□施策プログラム (p10～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクシナリオの7カテゴリーから、立地適正化計画と共有すべきカテゴリーとして「人命の保護」、「行政機能の確保」、「ライフラインの確保」、「経済活動の機能維持」、「歴史文化資源の保全」を抽出 ・さらに、これらカテゴリーにおける施策のうち、安全・安心な暮らしの確保、市街地環境の整備・維持など、特に同計画に関連のある考えられる項目を抽出 	
カテゴリー	施策プログラム
1 人命の保護	1-1.地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 ・住宅・建築物等の耐震化 (p13) ・建築物等の老朽化対策 (p15) ・指定避難所等の普及・啓発の推進、開設・運営の充実及び指定等 (p16) ・地盤等の情報共有 (p17) ・防火対策・火災予防 (p18)
	1-2.土砂災害による多数の死傷者の発生 ・警戒避難体制等の整備 (p19) ・土砂災害防止対策 (p20)
	1-3.大規模津波等による多数の死傷者の発生 ・津波避難体制等の整備 (p21)
	1-4.突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 ・洪水ハザードマップの作成 (p22) ・河川改修等の治水対策 (p23)
	1-5.暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 ・暴風雪時における道路管理体制の強化 (p24) ・除雪体制の確保 (p25)
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺 ・保健所機能の充実 (p36) ・避難所当の生活環境の改善、健康の配慮 (p37) ・被災時の保健医療支援体制の強化 (p38) ・災害時における福祉的支援 (p39)
3 行政機能の確保	3-1.市内外における行政機能の大幅な低下 ・行政の業務継続体制の整備 (p41)



4 ライフラインの確保	4-1.長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 ・再生可能エネルギーの推進（p43）
	4-3. 上下水道等の長期間にわたる機能停止 ・水道施設等の防災対策（p48） ・下水道施設等の防災対策（p50）
	4-4.市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 ・交通ネットワークの整備（p52） ・道路施設の防災対策等（p54）
5.経済活動の機能維持	5-1.長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 ・リスク分散を重視した企業立地等の促進（p56）
	5-2.市内外における物流機能等の大幅な低下 ・港湾の機能強化（p58） ・陸路における物流拠点の機能強化（p59）
7.歴史文化資源の保全	7-1.貴重な歴史文化資源の喪失 ・歴史文化資源の保全及び防災対策等（p63）

※ 「6 迅速な復旧・復興等」に関する施策は省略。

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市緑の基本計画
計画概要	都市緑地法に基づく計画制度で、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
策定年月	平成 16 年 7 月（令和 4 年度改定予定）
計画期間	目標年：平成 32 年
計画・関連施策等の概要	
<p>□緑の課題（p29）</p> <p>（1）環境保全に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適な生活環境に寄与する都市公園の配置と都市緑化の推進 （生活環境向上のための都市公園の計画的な配置） ・市街地周辺部の緑の保全 ・都市の骨格を形成する基幹的な緑の保全 ・多様な生き物の生息・生育環境（ビオトープ空間）の形成 <p>（2）レクリエーションに関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市型レクリエーション施設の充実 ・自然型レクリエーション施設の充実 ・レクリエーションネットワークの充実 <p>（3）防災に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における災害対策 ・避難場所への円滑な移動の確保 ・市街地背後における自然災害対策への対応 <p>（4）景観に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地景観の形成 ・自然的景観を構成する緑の活用 <p>□基本理念（p32） 『市民と育（はぐく）むみどりあふれる、ゆとりあるまち小樽』</p> <p>□緑の将来像（p33）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然が共生するまち ・みどりが広がる安心・快適なまち ・みどりを通して市民どうしがふれあえるまち <p>□基本方針と取組（p34、35）</p> <p>基本方針 1 いまあるみどりを守ります。（緑の保全）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【取組 1】自然豊かな緑を守る。 【取組 2】身近にふれあう緑を守る。 <p>基本方針 2 新たなみどりをつくり、育てます。（緑の創出）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【取組 3】魅力ある公園をつくる。 【取組 4】花と緑でうるおう街並みをつくる。 【取組 5】緑のネットワークをつくる。 <p>基本方針 3 みどりの文化を広げます。（緑の普及と啓発）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【取組 6】緑を育むしくみを充実する。 【取組 7】緑とふれあう機会を充実する。 	

計画名称	小樽市雪対策基本計画
計画概要	冬の市民生活や経済活動を支えるための将来を見据えた雪対策の指針
策定年月	令和2年12月
計画期間	令和2年度から令和10年度
計画・関連施策等の概要	
<p>□計画の目標 (p2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北国ならではの自然環境の中、冬期間であっても、外出しやすいと感じられる環境や安全・安心で快適な市民生活の確保を目指します。 <p>□重点施策、取組の方向性及び具体の取組 (p2)</p> <p>重点施策Ⅰ 効率的な雪対策の充実</p> <p>方向性 1 冬の安全で安心な交通の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組① 地域総合除雪体制による安全な交通の確保 取組② 交通事業者との連携強化 <p>方向性 2 持続可能な雪対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組③ 除雪ステーションにおける管理運営の効率化 取組④ 除雪機械の計画的な維持・更新 取組⑤ ロードヒーティング設備の計画的な維持・更新 <p>重点施策Ⅱ 市民の協働による雪対策の推進</p> <p>方向性 3 地域で支え合う雪対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組⑥ 生活道路の除排雪支援 取組⑦ 砂まきボランティアの推進 取組⑧ 福祉除雪等の推進 取組⑨ 雪に親しむイベント等への協力 取組⑩ 「冬のルールとお願い」の周知 <p>方向性 4 地域の実情に応じた雪対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組⑪ 地域の実情に応じた除排雪作業の工夫 取組⑫ 観光に配慮した除排雪作業の推進 <p>重点施策Ⅲ 雪堆積場等の確保</p> <p>方向性 5 大雪に備えた雪堆積場等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組⑬ 恒久的な雪堆積場等の確保 <p>方向性 6 効率的な雪対策への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組⑭ 雪押場の確保 取組⑮ 排雪量を減量する工夫 	

■ 関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽港長期構想
計画概要	港湾計画の改訂に先立ち、20～30年後の長期的な社会、経済情勢の見通しや地域の将来動向などを考慮した港湾の目指すべき姿を示す構想
策定年月	令和2年12月
計画期間	目標年次：令和20～30年代

計画・関連施策等の概要

□ 将来に向けた課題

- ・小樽港の強みである多様な機能を生かした港湾空間の効率的な利用再編や再開発が必要

□ 小樽港の基本目標 (p39)

- 物流・産業の基盤強化 ○観光交流の基盤強化 ○安全・安心の基盤強化

□ 将来プロジェクト・施策 (p39)

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ① 日本海側フェリー拠点の形成 | ⑥ 北海道のマリンレジャー拠点の形成 |
| ② 北海道日本海側における穀物基地の形成 | ⑦ 観光都市にふさわしい交流空間の形成 |
| ③ 多彩なネットワークで結ばれる対岸貿易拠点の形成 | ⑧ 道央圏日本海側の防災拠点の形成 |
| ④ 沖合・沿岸漁業を支える水産活動基盤の形成 | ⑨ 円滑な港湾活動を支える安全・安心な港湾空間の形成 |
| ⑤ 北海道日本海側におけるクルーズ拠点の形成 | |

□ 将来プロジェクト (p41-83) のうち、特にまちづくり・市街地整備、都市防災に関連性の高いプロジェクトとして「観光都市にふさわしい交流空間の形成」及び「道央圏日本海側の防災拠点の形成」について概要を示す。

【将来プロジェクト・施策】 ⑦ 観光都市にふさわしい交流空間の形成 (p68-73)

～海の魅力や多様な船舶のゲートウェイを生かした国際観光・交流拠点としての機能強化～
 【将来に向けた課題】 港を生かした魅力的な観光拠点の創出や都市側観光資源との連携など

■ 施策イメージ (p71)

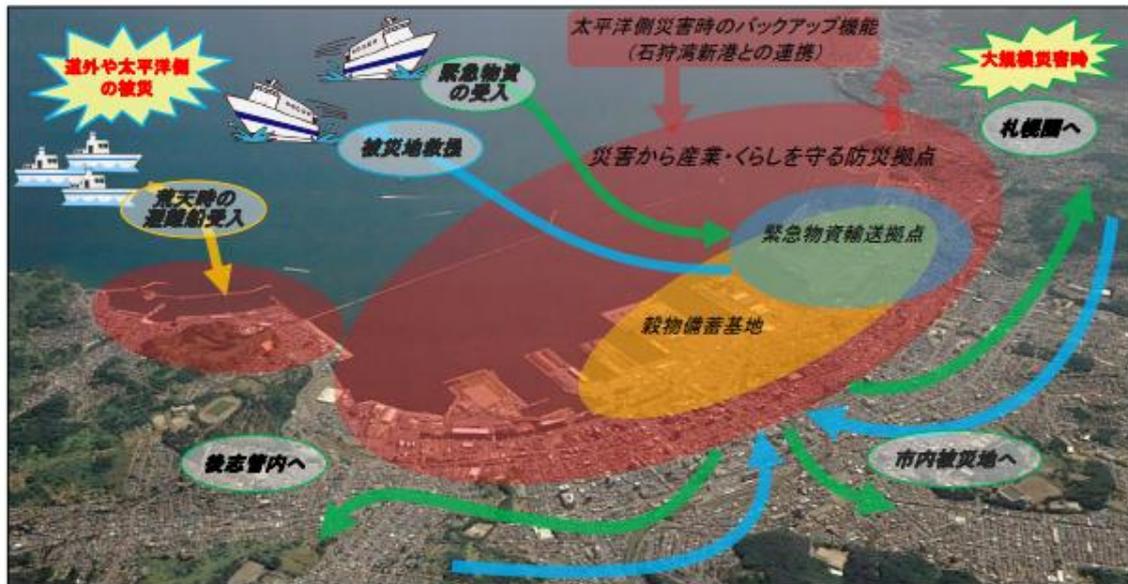


【将来プロジェクト・施策】 ⑧道央圏日本海側の防災拠点の形成 (p74-77)

～災害から産業・くらしを守る防災拠点としての機能強化～

【将来に向けた課題】 港湾の諸活動の安全確保や災害に強い港湾施設の整備が必要

■目指すべき姿 (p76)



■施策イメージ (p77)



■ 関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市環境基本計画	
計画概要	小樽市環境基本条例に基づき、その基本理念を具現化した各種環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	
策定年月	平成 27 年 4 月	
計画期間	平成 27 年度～令和 6 年度	
計画・関連施策等の概要		
<p>□基本目標 基本目標のうち、特に市街地背後の自然環境、市街地環境等に関連する項目として 自然環境、生活環境、社会環境、地球環境について施策の概要を示す。</p>		
自然環境	1 自然と共生するまちづくり	
生活環境	2 安全で安心して暮らせるまちづくり	
廃棄物・資源循環	3 資源を大切に作るまちづくり	
社会環境	4 潤いと安らぎのあるまちづくり	
地球環境	5 地球環境を思いやるまちづくり	
環境学習・環境活動	6 みんなで環境保全に取り組むまちづくり	
<p>□自然と共生するまちづくり</p>		
施策方針	個別施策	主な取組
自然豊かな環境の保全	森林の保全 (p72)	森林の適正な保全管理／保全への配慮等
	河川・海岸の保全 (p73)	河川・海岸の適正な保全管理／保全への配慮等
	すぐれた自然の保全 (p74)	自然保護区域の適正な保全管理／保全への配慮
自然とのふれあいの確保	自然と触れ合える場の確保 (p76)	自然とふれあえる場の整備／利用促進
<p>□安全で安心して暮らせるまちづくり</p>		
施策方針	個別施策	主な取組
空気と水がきれいな環境の確保	大気の保全 (p77)	大気環境の監視/工場・事業場での公害防止対策の推進等
	水質の保全 (p78)	水環境の監視/工場・事業場での公害防止対策の推進等
音や臭いが気にならない環境の確保	騒音・振動・悪臭対策の推進 (p79)	自動車交通騒音・振動対策の推進/工場・事業場での公害防止対策の推進等
<p>□潤いと安らぎのあるまちづくり</p>		
施策方針	個別施策	主な取組
緑にふれあえ、水と親しめる空間の確保	公園・緑地と水辺の整備 (p82)	公園・緑地の整備/緑化の推進/水辺の整備/保全活動の推進
良好な景観の形成	まちなみ景観の創出 (p83)	小樽らしい都市景観の創出等
歴史と文化をいかした環境の保全	歴史的・文化的遺産の保全と活用 (p84)	歴史的建造物・文化財の保全等
<p>□地球環境を思いやるまちづくり</p>		
施策方針	個別施策	主な取組
地球環境の保全	地球環境問題に対する取組の推進 (p85)	地球温暖化防止対策の推進/オゾン層保護に対する取組の推進等
	エネルギーの効率的な利用と活用 (p86)	省エネルギーの取組推進/新エネルギーの活用促進

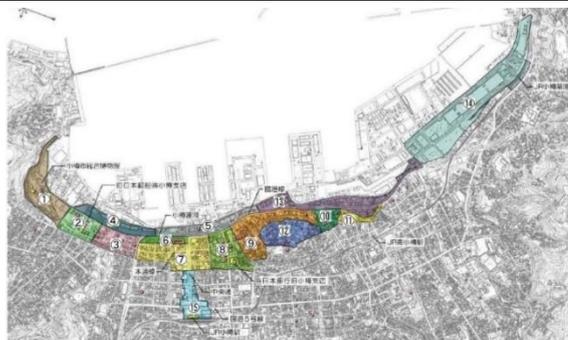
■ 関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市景観計画
計画概要	平成 18 年 11 月に景観法に基づく景観行政団体となり、これまでの取組を踏まえ、市民や事業者とともに実効性の高い景観の保全・創出を図る景観行政の指針となる計画
策定年月	平成 21 年 2 月
計画期間	—

計画・関連施策等の概要

□小樽歴史景観区域 (p9)

「景観計画区域」のうち、歴史、文化等からみて小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域である「小樽歴史景観区域」について概要を示す。



□各地区の景観形成の考え方

基本方向	施策
①手宮鉄道施設地区 (p19)	<ul style="list-style-type: none"> 旧手宮鉄道施設の遺構が創り出している景観の保全 小樽市総合博物館などの周囲の環境に配慮した街並みの形成
②日本郵船地区 (p20)	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な港湾都市をしのばせる景観の保全 旧国鉄手宮線や本通線の連続性に配慮した街並みの保全・再生
③色内3丁目周辺地区 (p21)	<ul style="list-style-type: none"> 小樽運河と周辺の歴史的建造物からなる景観の保全 本通線や旧国鉄手宮線と沿線の景観に配慮した街並みの形成
④小樽運河北地区 (p22)	<ul style="list-style-type: none"> 初期の鉄筋コンクリート造である工場建築や小樽運河に停泊する小型船が創り出す景観の保全
⑤小樽運河南地区 (p23)	<ul style="list-style-type: none"> 運河と石造りやれんが造りの倉庫が織りなす景観の保全と街並みの形成
⑥小樽倉庫地区 (p24)	<ul style="list-style-type: none"> 石造り倉庫と運河が織りなす景観の保全と街並みの形成 石造り倉庫に囲まれた出抜小路が創り出す景観に配慮した街並みの形成
⑦色内1・2丁目地区 (p25)	<ul style="list-style-type: none"> 商家や銀行などの歴史的建造物が創り出す景観の保全 中央通沿いは、歴史的建造物と調和した新しい街並みの創出
⑧日本銀行地区 (p26)	<ul style="list-style-type: none"> 小樽繁栄時の雰囲気や市街地をしのばせる景観の保全 日本銀行旧小樽支店等周辺の歴史的建造物に配慮した街並みの形成
⑨堺町本通地区 (p27)	<ul style="list-style-type: none"> 石造りや木造の低層な歴史的建造物が創り出す景観の保全 歴史的建造物などに配慮した街並みの形成
⑩入船七差路(メルヘン交差点)地区 (p28)	<ul style="list-style-type: none"> 交差する7つの道路と広場、その周辺の歴史的建造物が創り出す景観の保全 堺町本通りと一体となった街並みの形成
⑪三本木急坂地区 (p29)	<ul style="list-style-type: none"> 低層な建物の誘導と、港からの眺望に配慮した街並みの形成
⑫水天宮周辺地区 (p30)	<ul style="list-style-type: none"> 港を見る眺望及び港や市街地から境内を見上げる景観の保全 緑の保全とともに、外人坂周辺の石垣や石段の保全
⑬有幌・港町地区 (p31)	<ul style="list-style-type: none"> 新しい流通施設帯として臨港線沿いの活気ある景観の形成 周辺の歴史景観地域との連続性に配慮した街並みの形成
⑭小樽築港地区 (p32)	<ul style="list-style-type: none"> 広域集客拠点として、新たな魅力と活気あふれる都市景観の創出
⑮小樽駅前・中央通地区 (p33)	<ul style="list-style-type: none"> JR小樽駅からは海・港、海側からは山並みやJR小樽駅を見通すことができる眺望など小樽独特の景観の保全 「みなとまち小樽」にふさわしい活気ある街並みの形成

□行為の制限に関する事項等(誘導方策)

- 地区ごとに建築物・工作物の高さ、形態・意匠、素材・色彩等の基準を設定している。(p38~)
- 景観重要構造物、景観重要樹木、小樽市歴史的建造物の指定方針を示している。(p69)
- 屋外広告物及び広告物を掲出する物件に関する行為の制限・誘導方針を示している。(p70)

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	第3次北しりべし定住自立圏共生ビジョン																														
計画概要	自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、圏域の将来像を提示するものであり、将来像の実現に向けた具体的な取組を記載																														
策定年月	令和3年1月(変更)																														
計画期間	令和2年度～令和6年度																														
計画・関連施策等の概要																															
<p>□圏域の将来像(p1) 魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域</p> <p>□将来像実現に向けた目標(p3～4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の住民が安心して暮らせる地域づくり ・圏域の歴史や地域資源を活用した広域観光の推進と圏域内連携による産業の活性化 ・圏域内の交通の整備 ・施設の有効活用による圏域内外の住民の交流と生きがいづくりの推進 ・交流人口の拡大と移住の促進 ・地域を支える人材を育成し、自立した活力ある圏域の形成 <p>□北しりべし定住自立圏の課題(p7～9)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 地域医療体制の確保</td> <td style="width: 50%;">(2) 若者が地域に定着する仕組み</td> </tr> <tr> <td>(3) 高齢者などが安心して生活できる環境</td> <td>(4) 住民の交流を促すための情報共有</td> </tr> <tr> <td>(5) 圏域一体での産業の活性化</td> <td>(6) 歴史や地域資源を活用した広域観光の推進</td> </tr> <tr> <td>(7) 地域づくりを担う人材の育成</td> <td></td> </tr> </table> <p>□定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組</p> <p>●生活機能の強化に係る政策分野</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">①医療</td> <td>医療機関の機能分化及びネットワーク化(p21-23) ・初期救急医療体制の維持・確保事業 ・小児救急及び周産期医療体制支援事業 ・地域医療連携推進事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②産業振興</td> <td>地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発(p24-25) ・安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業 ・地域ブランド販路拡大推進事業</td> </tr> <tr> <td>雇用支援及び企業の支援(p26) ・若者の雇用支援及び起業促進事業</td> </tr> <tr> <td>③広域観光</td> <td>都市型観光と自然や歴史、食と文化が融合した広域周遊観光の推進(p27-28) ・広域観光推進事業 ・観光客誘致対策事業</td> </tr> <tr> <td>④教育</td> <td>生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化(p29-30) ・文化・スポーツ交流促進事業 ・文化財、史跡等保全・活用事業</td> </tr> <tr> <td>⑤福祉・安心な暮らし</td> <td>住民が安心して暮らせる地域づくり(p31-32) ・小樽・北しりべし成年後見センター支援事業 ・消費生活相談体制連携事業</td> </tr> </table> <p>●結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">①地域公共交通</td> <td>生活路線や交通手段の維持及び確保(p33-34) ・生活路線バス運行事業 ・多様な交通手段の維持及び検討事業</td> </tr> <tr> <td>②ICTインフラの整備</td> <td>地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化(p35) ・地域医療連携システム推進事業</td> </tr> <tr> <td>③道路等の交通インフラの整備</td> <td>効率的な道路ネットワークの形成(p36) ・地域交通基盤整備推進事業</td> </tr> <tr> <td>④地産地消</td> <td>新鮮で安全な地元農産物の圏域内消費(p37) ・地元農水産物魅力度アップ事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤交流及び移住</td> <td>圏域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進(p38) ・移住・交流促進事業</td> </tr> <tr> <td>圏域における情報共有・情報提供の充実(p39) ・圏域における情報共有・情報提供推進事業</td> </tr> </table> <p>※このほか、『●圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野』として、「人材の育成」、「圏域内市町村職員間の情報交換や意見交換の場の積極的活用」が示されている。</p>		(1) 地域医療体制の確保	(2) 若者が地域に定着する仕組み	(3) 高齢者などが安心して生活できる環境	(4) 住民の交流を促すための情報共有	(5) 圏域一体での産業の活性化	(6) 歴史や地域資源を活用した広域観光の推進	(7) 地域づくりを担う人材の育成		①医療	医療機関の機能分化及びネットワーク化(p21-23) ・初期救急医療体制の維持・確保事業 ・小児救急及び周産期医療体制支援事業 ・地域医療連携推進事業	②産業振興	地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発(p24-25) ・安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業 ・地域ブランド販路拡大推進事業	雇用支援及び企業の支援(p26) ・若者の雇用支援及び起業促進事業	③広域観光	都市型観光と自然や歴史、食と文化が融合した広域周遊観光の推進(p27-28) ・広域観光推進事業 ・観光客誘致対策事業	④教育	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化(p29-30) ・文化・スポーツ交流促進事業 ・文化財、史跡等保全・活用事業	⑤福祉・安心な暮らし	住民が安心して暮らせる地域づくり(p31-32) ・小樽・北しりべし成年後見センター支援事業 ・消費生活相談体制連携事業	①地域公共交通	生活路線や交通手段の維持及び確保(p33-34) ・生活路線バス運行事業 ・多様な交通手段の維持及び検討事業	②ICTインフラの整備	地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化(p35) ・地域医療連携システム推進事業	③道路等の交通インフラの整備	効率的な道路ネットワークの形成(p36) ・地域交通基盤整備推進事業	④地産地消	新鮮で安全な地元農産物の圏域内消費(p37) ・地元農水産物魅力度アップ事業	⑤交流及び移住	圏域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進(p38) ・移住・交流促進事業	圏域における情報共有・情報提供の充実(p39) ・圏域における情報共有・情報提供推進事業
(1) 地域医療体制の確保	(2) 若者が地域に定着する仕組み																														
(3) 高齢者などが安心して生活できる環境	(4) 住民の交流を促すための情報共有																														
(5) 圏域一体での産業の活性化	(6) 歴史や地域資源を活用した広域観光の推進																														
(7) 地域づくりを担う人材の育成																															
①医療	医療機関の機能分化及びネットワーク化(p21-23) ・初期救急医療体制の維持・確保事業 ・小児救急及び周産期医療体制支援事業 ・地域医療連携推進事業																														
②産業振興	地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発(p24-25) ・安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業 ・地域ブランド販路拡大推進事業																														
	雇用支援及び企業の支援(p26) ・若者の雇用支援及び起業促進事業																														
③広域観光	都市型観光と自然や歴史、食と文化が融合した広域周遊観光の推進(p27-28) ・広域観光推進事業 ・観光客誘致対策事業																														
④教育	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化(p29-30) ・文化・スポーツ交流促進事業 ・文化財、史跡等保全・活用事業																														
⑤福祉・安心な暮らし	住民が安心して暮らせる地域づくり(p31-32) ・小樽・北しりべし成年後見センター支援事業 ・消費生活相談体制連携事業																														
①地域公共交通	生活路線や交通手段の維持及び確保(p33-34) ・生活路線バス運行事業 ・多様な交通手段の維持及び検討事業																														
②ICTインフラの整備	地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化(p35) ・地域医療連携システム推進事業																														
③道路等の交通インフラの整備	効率的な道路ネットワークの形成(p36) ・地域交通基盤整備推進事業																														
④地産地消	新鮮で安全な地元農産物の圏域内消費(p37) ・地元農水産物魅力度アップ事業																														
⑤交流及び移住	圏域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進(p38) ・移住・交流促進事業																														
	圏域における情報共有・情報提供の充実(p39) ・圏域における情報共有・情報提供推進事業																														

■関連計画等整理シート ※本計画と連携・共有すべき施策等を抽出

計画名称	小樽市収支改善プラン
計画概要	将来にわたって効率的かつ安定的に持続可能な行政運営をなし得る財政構造とするため、収支改善に向けた具体的な歳入増や歳出削減に取り組むための計画
策定年月	平成 30 年 11 月
計画期間	平成 31 年度～令和 7 年度
計画・関連施策等の概要	
<p>口収支改善プラン策定の趣旨（p1）</p> <p>現状においては、今後人口減少が続くと予想される中、地方税や地方交付税などの一般財源収入の減少が見込まれるなど、厳しい財政状況が続くことが考えられることから、何らかの対策を講じなければ、今後、財政調整基金が枯渇し、将来的には財政健全化団体に陥る可能性があります。</p> <p>このような財政状況の中、過去に実施した様々な財政健全化のための取組を検証した上で、将来にわたって効率的かつ安定的に持続可能な行政運営をなし得る財政構造とするため、収支改善に向けた具体的な歳入増や歳出削減に取り組む必要があります。</p> <p>口収支改善に向けた取組（p18～）</p> <p>○計画の目標</p> <p>収支見通しの結果、平成31年度において財政調整基金を全額取崩し、以降の年度において約10億円の財源不足が生じる見込みです。決算において一定程度の収支改善が期待できるものの、財政調整基金の積立はもとより、単年度収支の黒字化についても難しい状況と考えられます。</p> <p>現在の本市の状況は、この収支見通しの結果をもってすぐに「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた財政健全化団体や財政再生団体となるわけではありません。しかし、このまま財源対策を行わなければ、将来的に早期健全化基準に該当し、「財政健全化計画」の策定が必要となり、住民サービスにも大きな影響が出ると想定されます。</p> <p>このため、本市は具体的な収支改善に向けた取組を進め、他会計・基金からの借入金の計画的な償還を継続しながら、目標として「収支改善取組後の収支の黒字化」、さらに、それぞれの年度において発生する財政需要に柔軟に対応するために「財政調整基金の確保」を図る必要があります。</p> <p>○収支改善に向けた取組（p19～）</p> <p>【歳入増・歳出削減に向けた取組】</p> <p>○資産の有効活用・遊休資産の売却（P19） 資産の有効活用や遊休資産の売却の取組については、財政基盤の確立・強化に向けた財源確保であることから、今後とも促進していく必要がある。また、活用可能な市有財産の点検・検証を実施する。</p> <p>○産業・観光振興や企業誘致などの積極的な推進（P21） 本市の強みを生かした産業・観光振興や企業誘致を積極的に推進し、市税収入（市民税も固定資産税など）の維持・拡大を目指す。</p> <p>○ふるさと納税制度の更なる推進（P20） ふるさと納税制度の更なる推進に向けて、多彩な媒体を活用したPRや返礼品の追加・見直しを行い、寄付金収入の増加を図る。</p>	